

9月14日

○議長（兼田勝久君） これから本日の会議を開きます。

（午前9時00分開議）

○議長（兼田勝久君） 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（兼田勝久君） 日程第1、一般質問を行います。

20名の議員より通告がありました。本日は6名の一般質問を行います。順次発言を許します。

まず、10番、和田里志議員の発言を許します。

○10番（和田里志君） 登壇

おはようございます。平成23年9月第3回定例会、前回の6月議会に引き続きトップバッターで質問の許可をいただきました池島町の和田里志でございます。本日も朝早くから傍聴におこしいただきました皆様方に厚くお礼を申し上げます。

さて、3月に発生いたしました未曾有の大震災からはや6カ月が経過いたしました。菅直人前首相の中途半端な第2次補正予算案の編成や民主党代表選による党内争いで政権が迷走する中、ようやく野田新政権が発足し、相田みつをの「おかげさん」という詩集が有名になりました。どじょうが金魚の真似をしても仕方がない、どじょうはどじょうらしく泥くさく政治を前進させると言われました。泥くささも結構ですが、危機に直面したらすぐ泥の中にもぐる、隠れるどじょうであってはならない、逃げるのではなく、また簡単にすくわれることのないように一刻も早い震災復興とスピード感のある景気対策を望むところであります。住んでいる場所、おかれている地位、その土壌こそ違いますが少なくとも同じ政治をつかさどる土壌として足元から徹底した歳出削減に取り組み、行政の無駄を排して国民負担を減らすのは当然であります。復興財源や増税の問題、原子力政策と再生可能エネルギーの問題など国の施策が地方に及ぼす影響などしっかり把握・検証し、私は与えられた立場で市政の舵取り、その方向性をただしていきたいと考えます。早速、通告しました要旨に基づいて質問してまいります。

1点目、公共施設等の整備事業について。

その1、PFI導入可能性調査業務報告書について。

公共施設等の整備について従来の公共事業方式と民間資金等を活用する方法とを比較検討するため、民間資金等活用調査事業PFI導入可能性調査を実施し、その報告が先月なされました。市長は新市まちづくり計画を指針とし、第1次始良市実施計画に沿って新設小学校、消防庁舎、始良斎場の3つの施設についてその整備方法などについて精査し、着実に進めていくとされました。PFI導入を断念した経緯とその理由について伺います。

2つ目、今後の公共施設等（3施設）の整備について、今後のこの3施設整備方法とその具体的実施時期、展開について伺います。

次に、開発行為等に関する行政の関わりについて伺います。

都市計画及び開発行為等の許可申請に基づき行われた地域の開発及び道路計画等は当初の計画どおり、または協議したとおり進められているかどうか。

また、その後の行政側の監督・指導は十分なされているかどうか伺います。

以下は、一般質問席から行います。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

今回、20名の方から一般質問をいただきました。順次答弁を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、和田議員のご質問にお答えします。

1 問目の公共施設等整備事業についての 1 点目のご質問にお答えいたします。

今回、委託先であるみずほ総合研究所からの 3 施設の基本構想・基本計画と概算事業費及び P F I 導入可能性調査報告を受けて、庁内で副市長を委員長とする事業手法選定委員会を設けました。この選定委員会で、報告書や合併推進債などの財源等について幅広い協議が行われた結果、すべての施設を従来方式で整備するとの結論が出され、その旨の報告を受けております。

この報告に基づき、消防庁舎と斎場の整備については調査結果にもあるように V F M 値がマイナスもしくは非常に低いことから、従来手法による建設が望ましいと判断いたしました。これは、事業規模が小さく、また維持管理・運営による民間のノウハウの効果が得られにくいということが要因であると考えております。また、交付税措置についても P F I 手法に比べ従来手法のほうが手厚いという点も判断の一つとなりました。

小学校の整備については、調査結果で V F M 値が 6.4% と出ておりましたが、期待していたほどの数値ではありませんでした。ほかの 2 事業と同様、維持管理・運営について民間のノウハウの効果が得られにくいという点と、反面ほかの 2 事業に比べ建設にかかる事業規模そのものが非常に大きいという点から、この結果がでたものと考えております。同時に、建設から維持管理・運営期間における総事業費での比較では、P F I 手法のほうが約 8,100 万円低い結果が出ておりますが、この差額は従来手法による入札等の調達手法によっても十分削減可能な額であると判断いたしました。また、P F I 手法による場合、小学校では平成 27 年度からの維持管理・運営期間において従来手法と比べて一般財源による負担が毎年約 3,100 万円大きいことが報告されております。本市の普通交付税の算定は、合併算定替えにより平成 26 年度までは市の一本算定による普通交付税額の水準を上回って交付されることから、この期間にできる限り一般財源を活用し、平成 27 年度からの段階的な交付税の減額に対応するため、後年度の一般財源の負担をできるだけ軽くすることも財政運営上必要なことであると判断いたしました。

以上のことから、3 施設の整備については従来手法で行うことといたしましたが、今回の P F I 導入可能性調査を実施する過程で、施設の性格的に維持管理・運営の比重が大きいものであれば、民間事業者のノウハウの活用によりサービスの質が向上し、大きなコスト削減効果につながるなど公共事業を実施する上での有効な手法の一つとして改めて認識したところであります。

2 点目のご質問についてお答えいたします。

3 施設の整備方法は従来の手法によりますが、どのような発注方法が適切であるかを検討し、今後判断してまいります。

また、具体的な実施時期であります。第 1 次実施計画でその一部をお示ししておりますように、これらの 3 つの事業につきましては平成 24 年度に設計、25、26 年度で建設といった計画を考えております。平成 26 年度中には 3 施設の建設工事を完了し、27 年度の供用開始を予定しております。

次に、2問目の開発行為等に関する行政の関わりについてのご質問にお答えいたします。

都市計画法第29条の開発行為の許可及び始良市宅地造成等土地開発に関する指導要綱に基づく開発行為におきましては、開発行為に対して一定の基準を定め、必要な指導及び調整を総合的に行うことにより無秩序な開発を防止し、良好な自然環境を保護するとともに市民の安全と快適な生活空間の建設を実現することを目的としております。

開発行為等による道路整備等につきましては、都市計画法に基づく開発行為であれば鹿児島県が検査済証を発行し、始良市宅地造成等土地開発に関する指導要綱に基づく開発行為は始良市が検査済証を発行しております。

開発行為協議における行政側と都市計画街路予定地や市道認定予定地におきましては、暫定的な行きどまり道路等もあり、接続路線の事業未着手や財政的な事情等により路線として完成していない道路部分等も存在しております。

議員ご質問の「その後の行政側の監督・指導は十分なされているか」につきましては、帰属を受ける公共管理者や私有地等の兼ね合い、開発業者の意向等もあり、開発行為検査済証発行以降の維持管理や修繕等に対し、監督・指導ができないところもあると考えます。

今後は、始良市宅地造成等土地開発に関する指導要綱に基づく開発行為の中で、行政のできる範囲で関係各課と調整し対応していきたいと考えております。

以上で、答弁を終わります。

○10番（和田里志君） それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、公共施設等の整備についてであります。市長は昨年の議会で民間資金等の活用によるPFI導入をしよう、導入できないか、そういう判断をした理由について「これらの施設の建設については従来の手法では非常に難しい、財政状況の大変厳しい中で単年度負担が急激にふえることのないよう、いろいろな手法を研究するため調査する」と言われました。その考え方、姿勢は評価するところであります。対象の3つの施設——斎場、小学校、消防署はすべて旧始良町に関連する施設であり、その整備の必要性、その予定は旧町時代においてもそれぞれ計画どおり進められていたと思いますが、市長はいつの間にか喫緊の課題であるとし、そして「3点セット」と言われるようになりました。市政を担って2年目、その意気込み、リーダーシップはかうところでありますが、頭から施設の建設は従来の手法では難しいとし、PFIありきとも思われるような、その導入可能性調査の実施、同僚議員の質疑に対し「質疑の整備が必要ないと思うなら議会で否決すればいい」と開き直りともとれるような答弁もされました。導入可能性調査事業の予算は承認され、今回その報告書が出されたわけですが、今度は一転してPFI導入をしない、断念であります。先般の全員協議会で副市長から我々には説明があり、きょう初めて我々の目の前で市長みずから語られたわけですが、何か肩透かしにであったような気がいたします。すべてが唐突で何か任期中に目に見える実績を残したいのか、それとも公約に名を借りた焦りなのかと思わざるを得ません。

このPFI事業について改めて市長の認識を問いますが、市長が考えられるPFIとは何ですか。お聞かせください。

○企画部長（甲斐滋彦君） お答えいたします。

議員のPFIに対する考え方ですけれども、四十数億円もかかる大きな課題である、そういうこと

に對しまして、国も推奨していますP F Iというものを市にとって調査する必要があるということが大きな点であると思います。

○10番(和田里志君) 市長のP F Iに関するお考えを今一度お聞きしたいのですが、いかがですか。

○市長(笹山義弘君) 先の議会からも通して答弁しておりますけれども、それぞれの町で行政施策、いろいろ図ってきたわけでありましたが、この2施設に――消防と火葬場につきましては、特に一部事務組合で運営をしてきたという歴史があるわけでありまして、そういう中でこの2施設については、先の答弁でも申し上げましたように、東日本大震災等の状況をみますと、この整備が急がれる施設であるということは議員も共通認識であろうというふうに思います。そういう中で、今、新市になってその市の施設としての整備を図らなければならない立場としてのことから申し上げますと、私の立場としてはこの施設を早急に整備することが私に与えられた責務であるというふうに考えるわけでありまして、

そういうことから、その建設の手法として先ほど来講壇で申し上げましたように、P F Iの可能性調査ということをするによりまして、いろいろな民間のノウハウを活用して、そしてそういう事業着手ができるかどうかの調査をしたわけでありまして、そういういろいろな手法を検討・検証しながら、そしてこの事業を着手するということが私に課せられた責務であるということを考えております。そういうことから、その工事を着手するひとつの手法としてP F Iも検証したところであります。

○10番(和田里志君) P F Iの事業について民間を活用してというようなお話でございましたが、こういう言い方をしている方もおられます。「P F Iとは何かと聞かれて『民間の資金を活用して公共事業を行うもの』」そう答える人はP F Iをまったくわかっていないといっている。こんなきつい言い方をされている方もおられますということを紹介しておきます。まあ、P F Iにはいろんな手法があるわけですが、公設民営、D B O方式というような公共が資金を調達する、民間じゃなくて、そういう方法もあるわけですから少しそういう意味では認識が違うのかもしれない。

そこで、この民間資金等の活用によるP F I導入可能性調査について、単純な疑問からまず質問しますが、先月、私はどのような調査結果が出されたのか資料請求をいたしました。いただいた報告書はここにありますが、この報告書が示されたとおり、これがすべてですか。それとも一部抜粋ですか。

○企画部長(甲斐滋彦君) お答えいたします。

議員手持ちに資料につきましては一部でございます。そのほかに詳細な調査報告書を受けております。

○10番(和田里志君) 当然一部だろうという判断はつくわけですが、なぜですね、こういう質問をするかといいますと、この報告書をつくるために使った予算1,428万円です。これは議会も承認したわけですから、それをどうこう言うあれはないと思いますけれども、それだけで単純に比較するとすればですよ、これ、133ページの報告書であります。概要版報告書が13ページ、小学校が41ページ、斎場41ページ、消防署38ページ。その中でですね、地域の概況――自然条件・社会条件とかいろいろありますが、これ3つとも重複している部分があるんです。その部分が36ページあります。ですから、これだけでいくならば大体100ページの報告書なんですよ。そうしますとですね、1ページ当たり13

万1,000円の報告書になるんです。私はどう考えてもですね、まあ、いろんな付属書類はあるでしょう。当然それがないとこういう報告書はつくれないわけですから。まあ、みずほファイナンシャルには大変失礼ですが、このぐらいの報告書だったらですね、優秀な職員の方がいっぱいいらっしゃるんですよ。1,428万円、これは管理職の一般職人の2名分、年収ですよ。それ以上かかっていると思いますが、そのことについていかがですか。

○企画部長（甲斐滋彦君） ただいまのご指摘につきまして、今回の調査事業につきましては基本構想・基本計画の策定をして、それから従来方式がいいのか、PFI方式がいいのかという調査をしたわけですが、まずその基本構想・基本計画にあたっては建設費の積算が必要でございます。この場合に実際の削減額がどの程度になるかということにつきまして、大手の建設業者5社、それから地元業者の方々についてもPFIについてどのような考えをお持ちか、そういうことなんかを聞くことと、それからもう一つは、PFIにとっては資金調達というのが一番の課題であります。その調査についても県内の金融機関についての聞き取り調査を行っております。この調査結果を元にしましてVFMといいまして、従来手法よりPFIがどの程度削減ができるかという計算方式があるわけですが、こういう手法については非常に専門性を有するというので、今回は初めてございましたので調査・委託事業をいただきまして調査しているところでございます。

○10番（和田里志君） まあ、初めての調査ということで調査したということで仕方ない面もあるかもしれませんが、この報告書によりますと総合評価は小学校がPFIの導入の効果が一番見込まれ、その次に斎場、消防署となっております。ただし、市長の答弁にもありましたとおり、斎場、消防署につきましては、その規模が小さく、従来手法の場合でも合併推進債の活用により財政支出もある程度平準化されるため、VFM（バリュー・フォー・マネー）支払に対しても最も高いサービスを提供するという考え方ではありますが、これが低いか得られないという結果がでております。報告書は3事業の一括についてPFI導入の有効性については確認されたとしております。望ましい事業手法の組み合わせとして小学校と斎場はPFI方式、消防庁舎については従来方式での整備が最もバランスがとれているとも述べております。報告書にあるこのVFM、この高い低いについてPFIの導入の有効性についてどのように判断されるか。小学校が6.4%だったと思うんですが、あまり期待するような数値が得られなかったというようなことを答弁で申されましたけれども、だったらこの数値がどの程度だったらPFI方式が望ましいと考えておられますか。

○企画部長（甲斐滋彦君） お答えいたします。

VFM値のとらえ方でございますが、一般的にはVFMというのは10%以上が望ましいということをいわれております。小学校につきましては12%から20%、斎場につきましては7%から20%、消防につきましては5%から10%が一般的でございますが、これにつきましては各自治体の判断ということでございます。始良市におきましては合併ということで国からの支援策がございます合併推進債とそれから交付税については合併算定替えのある時期にしたほうが良いということで、このVFM値とそれから従来手法でのやり方を調査した結果、今回のような結果につながったものと思います。

○10番（和田里志君） 今、言われましたVFMの検討ですが、難しい横文字が報告書の中にもたく

さん表れてきます。P S C——公共がみずから実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込み額の現在価値、これらの算定、あるいはL C C——プロジェクトにおいて計画から施設の設計、建設、維持管理・運営、修繕、事業終了までの必要なコスト、これらの算定は結果のみで具体的算定根拠になった数字がこの報告書自体には書かれておりませんが——まあ、別に資料があるかと思いますが——その数字の積み上げの仕方、またはそれらの分母と分子の組み合わせでこの数字はいかようにも変化します。先ほど答弁されたように、V F M、これおおむね10%以上が適当と、高いといわれておるわけですが、市町村の判断によるわけですが、これが10%未満であっても実施された事業というのはあちこちにあります。あくまでもこれは可能性調査、シミュレーションのV F Mであって、実際には落札者が決まってから実際のV F Mを算定する必要があるかと思います。そうすると、かなりまた違った数字が出てくるかと思いますが、これについてはもう断念されたわけですから、これ以上は申しません。

7月に地元建設、土木業者関連の団体から連盟でP F I導入の中止を求める請願が出されておるかと思いますが。本議会でもた審議されると思いますが、最終的に市長がP F Iを断念された経緯、理由は答弁書の中にありました。いつの時点で断念されたのか、再度伺います。

○市長（笹山義弘君） 答弁で申し上げましたように、副市長を委員長とする事業手法選定委員会を設置いたしまして、この中で十分な討議をしたところであります。その討議をして協議をしたその結果として、私に報告が従来方式で整備するという結論に至ったという報告を受けてあります。その時点でその方向を考えたところでございます。

○10番（和田里志君） 先ほど全員協議会で副市長からその報告をいただきました。P F Iを断念された市長の判断に敬意を表すると言われた議員もおります。私にはまったく理解できませんが、P F Iでなくなる、従来の一般競争入札となると地元企業は間口が広くなり、それらに参画しやすくなるのはわかりますが、確実に地元業者に仕事が回る保証がありますか。

○副市長（西 慎一郎君） 従来手法を実施するという形で市長が決断をされたわけですが、今後どのような形で指名、業者の選定を行なっていくかというのは今後の検討課題ということになると思います。

○10番（和田里志君） 皆さんが、我々が一番懸念する地元業者に優先的に仕事が行くのかどうか。それこそP F Iであれ、一般競争入札であれ地元企業の意見を——意向を反映させる努力をすることは当然のことです。公共工事のあり方、発注方法として3点一括であれば、あるいは同時期であれば、たまたまその時期に仕事をもらえた業者はいいですが、またそのボリュームにもよりますが、考え方によってはその時期だけで終わってしまいます。計画的に時期を分け長期間にわたってそれぞれ発注するほうが、またその内容次第では業者にとってもいいのではないかと思います。今後はそれぞれの施設の整備についてこれから検討はされるわけですが、ここに従来方式の一般競争入札方式で行なう、3点セットで考える必要はないとの認識でよろしいですか。

○副市長（西 慎一郎君） ただいまの和田議員からのご質問でございますが、それらを含めてですね、

今後、また、先ほど申し述べましたように、スケジュールとしては平成24年度に設計、25年、26年に建設というようなスケジュールでございますので、ただいま先ほど市長が答弁いたしましたように、従来方式で実施するという方向性が決まったというような段階でございますので、今後議員がご指摘の点も含めましてですね、検討してまいりたいと考えております。

○10番（和田里志君） 今後検討する。即答はできないということでしょうけれども、それでは個々の施設についてさらに具体的にお尋ねしてまいります。

まず、始良斎場であります。

市長は「人生最期の場所にふさわしい外観、また死の尊厳を守る観点からも快適な空間を持った斎場を建設したい。各施設それにふさわしい風格のある建物、また設備でないといけないと考える」こう答弁されました。現在の場所を見てみますと、非常にこれにふさわしくないような、何か捨てられたような隅っこに偏った場所ではないかなと。何か暗い感じを持っている。こういう斎場は今ごろ見たこともないなど非常に強い反発を聞いた。これは私が言っていることじゃないんです。去年の6月議会、実際に葬儀をされた同僚議員の話であります。議事録にも載っております。周りの人が人生最期のときを少しでもきれいなところで迎えさせてあげたいと考えるのは当然であります。施設が古いとよく言われますが、建物は確かに古い、ですが焼却炉は適切な補修、維持管理がなされ、まだまだ十分使える。県内でも5本の指に入るほどであると聞いたこともあります、いかがですか。

○市民生活部長（花田寛徳君） その答弁につきましては、担当課長のほうで説明させます。

○市民生活部環境施設課長（仮屋隆夫君） 環境施設課長の仮屋です。お答えいたします。

現在の炉につきましては平成5年、平成6年に入れ替えをしております。当時非常に最新式ということで無臭・無煙炉ということで導入しておりますけれども、一般的に火葬炉の耐用年数というのは法的には正式な基準はございませんけれども、おおむね15年から16年ということで、それからいたしますと約、現在もう既にその耐用年数にきているというようなことでございます。さらに今後基本設計、建築をやっていきますと、あと二、三年は使用しなくてはいけないということになりますと、耐用年数をもう超えてしまうと。一般的な耐用年数を超えてしまうということなので炉についても今回新式のものを入れるということでございます。

以上でございます。

○10番（和田里志君） 一般的に炉の耐用年数は十五、六年といわれているというようなお話でございますが、隣の霧島市の国分斎場、あるいは鹿児島市の北部斎場——小山田の斎場ですが、これらも20年以上既に経過しております。隣接の溝辺町、国分の斎場まで遠い、あるいは旧吉田町、ここからも鹿児島的小山田斎場には遠い、近くの斎場が使いたいという要望もよく聞きます。この調査報告書には火葬炉の特殊性についても触れられております。ごみ焼却炉あるいは廃用溶炉等もそうですが、火葬炉についてもその業種、企業が限られ、その維持管理、メンテナンスには多額の費用を要します。こういう特殊な施設こそしっかり調査、吟味し、先ほど霧島市や鹿児島市を加えた広域行政でそのようなあり方を考えて、場合によってはお互いにそれらを負担していただく、こういう考え方はいかがですか。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

広域的な考え方ということでございますが、現在の火葬場につきましては昭和39年ですかね、そのころ始良町、蒲生町、加治木町、溝辺町の4カ町で共同処理するということで話し合いがされ組合が設立されております。その辺で広域という考え方のもので一応火葬場の建設だったと思いますので、現在のところ住民の利便性とかそういうのを考えるとこの体制でいいんじゃないだろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（和田里志君） この考え方でもいいというお話でございますが、市長はこれからの高齢化社会、将来人口を考えると焼却炉の数も足りないと言われました。これは一昔前の古い統計調査、あるいは始良市の将来人口を10万人に想定した時点での考え方ではありませんか。これまでに始良斎場が使えなくてやむなく市外で火葬された例、どれくらいあるのか。あるいはまた今後の火葬の予定件数、シミュレーション結果についてお知らせください。

○市民生活部環境施設課長（仮屋隆夫君） お答えします。

区域外への火葬につきましては、なかなか把握するというのは非常に難しい現状がございます。特に始良斎場が満杯になって区域外へお願いするというような状況はない状況でございまして、あるとすればいわゆる遺族の方々の時間的な希望する時間帯とですね、火葬場のあいている時間帯が違うために区域外に出る、あるいは住所は始良市にあるけれども生まれ故郷が始良市外にあって始良市外で最後の見送りをしたいというような諸般の事情によりまして区域外に出ているというふうに考えております。

それとあと、火葬の件数でございますけれども、これはコーホート法によりまして平成17年の国勢調査を基準にしまして火葬件数、これは今議員がおっしゃった区域外からの火葬、あるいは区域外への火葬を考慮した火葬件数でございまして、分析によりますと平成22年から26年の火葬件数が平均して990件ということで、この期間が最大であろうという分析結果が出ております。そのようなことで炉を4基設置するという状況でございます。

以上でございます。

○10番（和田里志君） 今、答弁していただきましたとおりですね、報告書にもいろんな要因は、分析の仕方はあるかと思うんですが、将来の推計火葬件数は平成26年がピークに減少すると書いてあります。新しい施設が出来上がるころには、この計画どおりの施設、計画では火葬炉4基ですが、現在は3基です。この計画通りの4基の施設は必要ないことになります。

まあ、その議論は別として、もう一つ、この建築場所が——今の斎場の場所が適当かどうか。ここは高速をくぐる関係で大型バスが入らないとか、付近の道路の幅員が狭くて離合もできないとかよく聞きますが、また、入り口の別府川にかかる岩渕橋は大型車は通行禁止になっております。これ、現在の斎場は大型バスは入れるんですか。この計画では大型バスの駐車場3台というののもってありますが、どうですか。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

大型バスが通らないというようなこともあったようですが、これについては大型バスといってもいろいろ規模がございまして、通常の路線バスでいいます大型バス、この程度のバスであれば通行可能ということでございます。

以上でございます。

○10番（和田里志君） 大型バスの定義はもう避けますけれどもですね、大型バス、中型バス、小型バス3つの分類になっているんですよ。まあ、その議論はもう避けますけれどもね。

斎場の建設についてですね、具体的な建設候補地、これ、地元からも要望が出ていると聞いておりますが、これはどうなっていますか。

○市民生活部環境施設課長（仮屋隆夫君） お答えします。

地元の丸岡周辺の自治会のほうから要望が出ているというのはお聞きしております。ただ、これまでのこの候補地の選定会の経過を申し上げますと、この要望地、要望をされたところも候補地として選定委員会の中で協議をしたところでございます。内容につきましてはさまざまな側面から現火葬場の向かいになる隣接地を候補とするということで決定したところでございます。

以上でございます。

○10番（和田里志君） いずれにしても、斎場につきましてはですね、もう少し慎重に議論しながらですね、しっかり計画する必要があるかと思えます。

次に、小学校についていきますが、小学校はもう既に平成27年の4月開校ということでうたわれております。報告書ではPFI導入のVFMが最も高いとしておりますが、ただまあ、これをPFIを導入して行なうとなれば開校に向けたスケジュールが間に合わないという可能性も、これは高いんじゃないかと思われます。もう断念されたわけですから、あえて具体的には申しませんが、予定通りの開校に間に合うように適切に取り組んでいただきたい。これだけ申し上げておきます。

次に、消防署についてであります。消防については広域合併の話があります。少なくとも国の方針に沿うならば、来年の1月ごろまでにはその結論を出さないといけないと思われませんが、市長はこの消防の合併に対して賛成なんですか、反対なんですか。

○市長（笹山義弘君） この消防の広域化ということにつきましては、今協議会を設けて協議中でございます。したがって、その協議会での結論が出たらご報告をするという形になろうと思えます。

○10番（和田里志君） 仮にですね、合併となった場合、あるいは本庁舎が移転することになれば、そういう本庁舎建設じゃなくて、例えば現在の平松や蒲生にあるような分遣体方式でもいいということになろうかと思えます。当然それによって建物の規模・構造も変わってくるのではなかろうかと考えられます。そしてまた、消防庁舎、特にその本部でありますけれども、危機管理の面からしても市庁舎と同一もしくは隣接していることが望ましいんじゃないかなろうかと考えますが、いかがですか。

○消防長（黒木俊己君） お答えいたします。

本庁舎の建設等というふうなことでございますけれども、そちらのほうにつきましてはちょっと申し上げられませんが、消防サイドといたしましては合併協議会——先ほど市長のほうからありましたように、ただいま協議中でございまして、もし合併ということになりましたら今の消防の機能の現状維持という形で中央署、それから分遣所はそのままの状態に維持するというようなことになろうかと思っております。それと消防本部につきましては、どこの地域にもってくるかというような形でありまして、消防本部に付随する——いわゆる出先といった本部的な機能が残るということで現状維持というような形で考えているところであります。

○10番（和田里志君） 時間もありませんが、これらの公共施設の整備に関しましては3月の一般質問でも触れましたけれども、時間切れになってしまいましたので再度述べますが、あちこちに分散した小規模な施設をつくるより、またそれぞれの機能を分散するより、できることならふさわしい場所にまとめてつくる。そうすることによってそれこそ大幅な経費の削減やその後の維持管理のコストの削減も図られます。

また、いまだ話題になっておりませんが、本庁舎の建設問題も必ず浮上してまいります。具体的に述べるとするならば賛否両論ありますが、開発公社の所有する現サティ前の敷地を活用するなどし、建設に際しても消防庁舎や現在議員駐車場に設置される予定の仮設の福祉事務所。既に仮設で設置されたハローワーク、あるいはまた新築予定の開発公社の事務所なども取り組んだ、さらにいうならば松原の試験場跡地に移転が計画発表され進められている現始良警察署の移転問題もあわせ、まあこれは県の管轄でありますけれども。また将来本市にどうしても必要と思われる宿泊施設、ショッピング施設等も含めた複合ビルの建設を視野に入れた構想。とかく箱物といわれますが、必要な箱物、こういった施設こそPFIの導入などについてプロジェクトチームを立ち上げ研究するべきであります。3点セットなどといった目先の小さなことにこだわらず、もっと大きな始良市の10年20年先を見据えた計画的なまちづくり、県央にある立地条件を生かし、例えば始良市を拠点にした公共交通も路線バスの整備を行なうなど第2の県都を目指すぐらいの核となるまちづくりを提唱しますが、市長いかがですか。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

庁舎のあり方等々については今後のいろいろと協議、どういう審議するシステムをつくるかいろいろあると思いますが、基本的にはどのような機能をそこに付加するかということは今後の課題でありますけれども、少なくとも単体でつくるといえることにはならないというふうに予想しております。したがって、住民福祉に寄与する形でそういう計画等になろうと思いますが、それらも含めて今後しっかりと研究してまいりたいというふうに思います。

○10番（和田里志君） 公共施設の整備につきましては以上で終わります。

続きまして、時間ありませんが、開発行為等に関してそれらの行政の関わりについてお尋ねしてまいります。

この問題につきましては通告の前文には掲げておりませんが、個別に項目をあげて具体的にお尋ねする旨、各係には通告してありますので随時聞いてまいります。

まず、始良ニュータウンの下水道についてお尋ねしますが、合併前の始良町議会、始良ニュータウンの下水道について市へ移管を求める請願書が提出され、採択されました。この下水道につきましては当初から当時の町へ移管の計画があったのではありませんか。

○水道事業部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

始良ニュータウンの合併処理の移管の経緯についてでございますが、今、議員仰せの平成21年の9月に始良町議会で請願書が採択されております。議員が今、当初と申されるのは開発行為時のことだと思いますが、当時の開発行為による協議の内容でございますが、合併処理施設につきましては施工開発業者のもとで維持管理するという協議がなされております。ただし、公共下水道等の施設ができたら開発業者の費用によってつなぎこむというような協議がなされております。これは、このような協議は他の共同の汚水処理施設を持つ民間による開発においても同様な協議がなされているようでございます。

以上です。

○10番（和田里志君） このような施設の帰属の問題、管理につきましては、この始良ニュータウンだけの問題だけではありませんが、当時開発を進めた業者はもちろん許可した行政もこれらを後回しにしてきた責任、そのつけは大きいものがあります。一刻も早い市への移管手続きを要請しておきます。

今回の東日本大震災の教訓を受け、始良ニュータウンでは災害対応型のトイレ、通称マンホールトイレともいわれていますが、この設置にも取り組んでおられます。この始良ニュータウンの下水道管理組合みたいに受益者間でしっかりした組織がつくられ、自主的に協議がなされ計画的で健全な施設の運営が行われているところはまだいいんです。ほんの一例ですが、本来行政が真っ先に対応しなければならぬ未然の災害対策。予算の関係もありますが、一部地域の自治会、あるいは団体任せであってはなりません。特に行政はその維持管理を将来担わないといけないと思われるような施設については積極的に関与し調査研究することはもちろん、その持っている情報ノウハウを提供するなど地域と協議しながら場合によっては指導も含めて進める必要があると思いますが、いかがですか。

○水道事業部長（蔵町芳郎君） ただいま簡易トイレの件でございますが、始良市のニュータウンの管理組合におきまして、災害時に備えまして100個の簡易トイレを設置するように組合で決まっております。そのようなことも含めまして、それも下水道に流すわけですが——処理施設に。市といたしましては、そのような市で管理すべきもの、その辺についても調査を行ないまして財政当局とも協議をいたしまして検討してまいりたいと考えております。

追加でございますが、始良ニュータウンにつきましても現在その調査を行なっております。その結果の報告を受けておりますので、市といたしましての方向性を決めて、やはり使用料等の関係もございます。その辺の協議を行ないながら協議が整ったら移管とかそういう方向で検討している状況でございます。他の施設につきましてもそのような考え方で市として管理すべきものは管理するというような姿勢で取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（和田里志君） 時間がありませんので次に行きますが、次は森元川沿いの青雲会病院前の道路についてであります。

私は議員になって初めて一般質問でこのことに関連し、行政がこの青雲会の計画に対してどの程度までかわりを持っているか問いました。現在バス停が設置されているこの道路であります、県の許可権限の範囲内で市の開発許可を受けた開発とは少し条件が違うと思いますけれど、この道路は私道ではありませんか。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。

ご指摘の駐車場の中を通る道路につきましては私道でございます。しかしながら、この開発は県の開発でございますが、県の開発当時道路位置指定を受けまして公衆用道路として位置づけられております。そういうことで所有者と地籍等の中では所有者が市の所有ではありません、私道でございますので。ですが、道路としては一般の道路ということで公衆用道路として位置づけられています。

以上です。

○10番（和田里志君） 私は道路の問題はいいんですが、このバスの乗り入れの問題ですね、何回も問題提起してきたと思うんですが、特に路線バスの問題です。これ、現状ではですね、始良ニュータウンから青雲会病院前のバスは通れないんですね。ところが鹿児島市の吉田町方面からはあいばすというのが既に乗り入れをしております。それと小循環バスも乗り入れをしております。このようなことはですね、公共交通のあり方、それぞれ既得権があつてですね、いろいろ難しい、関与するのは難しいとよくいわれますけれども、それこそですね、行政が間に入ってそれらの規制緩和の方向、市民の利便性につながるような公共交通のあり方を指導するのが行政の役目だと思うんですが、いかがでしょうか。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。

今、議員の仰せのとおり路線の認可につきましてはですね、陸運局がこれを認可いたしております。これ、なぜかと申しますと、自主運行路線ということで陸運局のほうで認可をしております。それで陸運局のほうからも認可を受けておりますので南国交通と青雲会病院等の中でですね、何らかのこの取り決めをされているみたいです。これ、契約書の中で例えば事故が起こった場合どういうふうに対処するかということもうたわれているようでございます。まあ、事故が起こってからはどうにもならないわけなんですけれども、何分この私道でございますので、安全対策につきましてはですね、こちらのほうも、市としても、市と市道と私道を結ぶ道路でございますので、そこら辺を勘案しながらまた指導していきたいと思っております。

以上です。

○議長（兼田勝久君） これで和田里志議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。10分間といたします。

（午前10時00分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時10分開議)

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。次に、23番、湯川逸郎議員の発言を許します。

○23番（湯川逸郎君） 登壇

皆様おはようございます。平成23年第3回定例会で2番目に発言の許可をいただきました湯川逸郎でございます。今日の経済状況をグローバルな視点でとらえますと、世界経済におきましては円高ドル安で厳しい金融危機の中、企業は海外へ進出し国内においては雇用対策、企業誘致等社会状況はますます変化の一途をたどっているように思います。また、始良市におきましては新市が誕生し早1年6カ月になろうとしておりますが、その間市長の公約は順調に一步一步進捗し市政に大きく反映しているように感じます。

一般質問にあたり市長の公約でありました資源物取り扱いの改善につきましては、これまで十分検討されたことと思います。また、多くの市民の方々も一日も早い改善を強く望んでおられます。ごみ資源物問題につきましては、詳細にご質問いたします。

また、火葬場建設につきましては市民の方々が最も関心のある事柄であると思いますので、具体的にご答弁を求めます。

1点目は、資源物分別収集についてであります。

内容的には、資源物分別収集方法の統一に向けてどのような取り組みがなされたのか。また、いつから実施される考えなのか、具体的にお伺いいたします。

まず、蒲生地区での状況について。

次に、加治木地区での状況について。

さらに、始良地区での状況について、各々お伺いいたします。

2点目は、危険物（赤袋）収集方法についてであります。

内容的には、資源ごみの取り扱いについて危険物類の赤袋の収集方法はこれまで資源物と同時に同じ場所で収集されておりましたが、どのような方法に変更されるのか、お伺いいたします。

3点目は、粗大ごみ収集方法についてであります。

内容的には、粗大ごみの取り扱いについて、これまで加治木地区ではステーションでの活用を図り粗大ごみ収集が行なわれておりましたが、今後はこの方法により市全域で統一して収集が行なわれるのか、お伺いいたします。

4点目は、生ごみ減量対策についてであります。

内容的には、生ごみ減量対策として焼却施設等の延命化を図るためにどのような対応を行なっているのか。

また、焼却施設等のごみ投入状況をあわせて具体的にお伺いいたします。

5点目は、事業系ごみの分別対策についてであります。

内容的には、事業系ごみの分別対策及び指導はどのように行われているのか具体的にお伺いいたします。

6点目は、火葬場建設についてであります。

内容的には、基本構想及び基本計画が8月19日の議会全員協議会で報告がなされましたが、それに伴う取付道路の構想と対策はどのようなになるのかお伺いいたします。

以上、6項目につきまして質問いたしますので、市民の方々にわかりやすく、誠意あるご答弁を求めます。

あとは一般質問席にてご質問いたします。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

湯川議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の資源物分別収集方法についてのご質問にお答えいたします。

資源物の収集方法については、新しい始良市の方法で進めることで昨年度末からそれぞれの地区ごとに協議し進めてまいりました。

まず、蒲生地区であります。袋方式からネット・コンテナ方式への変更と収集ステーションの新設を行います。収集回数は月2回の水曜日であります。また、地区のステーションに排出できなかった方へは常設のステーションを土日の午前中に開設いたします。

また、加治木地区では、缶類をアルミ缶・スチール缶の分別から飲料缶・食用缶へ、紙類を6種類から4種類へ、白色トレイはその他のプラスチックへ統合するなど、名称と分別の種類の変更をいたします。

始良地区では、今後計量の廃止と還元金の見直し、プラスチック類の月2回の回収、常設ステーションの設置などを進めてまいります。

実施時期につきましては、蒲生・加治木地区は平成24年1月からを試行期間とし、平成24年4月から実施したいと考えております。

始良地区につきましては、蒲生・加治木地区での資源物の分別収集体制が確立したのち平成25年度からの実施を考えております。

次に、2 問目の危険物（赤袋）収集方法についてのご質問にお答えいたします。

赤袋の収集方法につきましては、資源物と同時に同じ場所での回収が効率的でありますので、統一に向けて進めてまいります。

次に、3 問目の粗大ごみ収集方法についてのご質問にお答えいたします。

粗大ごみの収集につきましては、始良地区と加治木地区では市による収集を行っておりますが蒲生地区では行われておりませんので、平成24年度から年1回の収集をする方向で考えております。

粗大ごみの収集方法につきましては、市民の利便性も考慮し統一に向けて取り組んでまいります。

次に、4 問目の生ごみ減量対策についてのご質問にお答えいたします。

あいら清掃センターの搬入量は平成22年度実績で1万9,714 tであります。内訳は家庭系ごみが1万5,093 t、事業系ごみが4,621 tで一日当たり70.4 tの搬入量となっております。これは、施設の処理能力である一日当たり74 tを下回っておりますが、今後とも焼却炉の負荷を軽減し延命を図るためには、ごみの減量化が必要であると認識しております。人口の増加とあわせてごみの量がふえてくる状況にありますが、生ごみの減量対策として台所での水切り、生ごみの堆肥化を推進していくことも重要であると考えております。

今後ともリデュース・リユース・リサイクルの3Rを進めてまいります。

次に、5 問目の事業系ごみの分別対策についてのご質問にお答えいたします。

昨年は金属類の混入が見受けられたことから、あいら清掃センターでは搬入されるごみの監視を実施しております。また可燃ごみ分別徹底についての文書を処理収集・運搬許可業者へ通知いたしてお

ります。

次に、6問目の火葬場建設についてのご質問にお答えいたします。

現在の取付道路は高速道路のボックスカルバートを通行しなければならないことに加え、カーブが多く道路の幅が一定でないなど車両が通行しにくい状況にあります。

道路の整備については住民説明会での意向も踏まえ、火葬場の利便性の問題も考慮しながら総合的な視点で検討していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○23番（湯川逸郎君） 資源物分別収集について順次、2問、3問目と進めさせていただきたいと思います。

その中におきまして、ただいま答弁書がわたりましたが、この中で始良地区につきましての年度が分別収集体制が——蒲生町と加治木町の分が確立したのち、平成25年度から実施を考えておりますということでございますが、何せ始良地区は平成25年度からの実施なのか、加治木・蒲生と同時に行われるのではないかというような考えを持っております。具体的になぜ平成25年度に落ち着かせたのか。何か支障があるのか、何がその支障をなしているのか。また、市民の前で明確にそのあたりを述べていただきたいと思います。

なぜこういうことを言いますかという、前回市長のほうに前の議会でも申しましたが、「自治会での補助金を既に予算化しているために平成23年度まではできませんと、平成24年度」そういうような答弁がなされているような感じに、前の段階では私は受けとっております。そのあたりがなぜ、何が支障なのか。今回はもう既にまた12月議会で自治会が予算を立てる。そういうことでまた1年延ばすのですかということが、市民の声を直接市長が聞いてこの年度を落ち着かせたのかどうかをまずもって答弁願いたいと思います。

○市民生活部長（花田實徳君） ただいまの答弁につきましては、担当課長のほうで答弁させます。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） 生活環境課前田でございます。ただいまのご質問についてお答えいたします。

現在蒲生地区・加治木地区につきましては地元説明会をいたしまして行っておるところでございますが、収集体制についての統一を今図っておるところでございますけれども、始良地区におきましては資源物が今の分別で大量に出てくるようになっている構造になっております。ただ、蒲生地区・加治木地区におきましては、今回変更をすることによりましてどのぐらいの集荷があるのか、あるいは量的なもの、それから住民の参加度合い、そのあたりにつきまして把握できていない状況でございます。それ等につきまして1年間加治木地区・蒲生地区の資源物の収集の量、あるいは自治会の活動状況、それと住民の協力体制、そのあたりにつきまして一年間様子をみさせていただいてその後、今議員おっしゃるように還元金等の問題もございますので、そこらあたりについて十分検討させていただきたいということでございます。

以上をお答えいたします。

○23番（湯川逸郎君） ただいま課長の答弁の中に還元金かれこれということがございましたが、も

う既にそういうものは前提として前も述べているわけですが、その中におきましてどのぐらい支障をきたして……。

今計画によりますと、金額の問題につきましても計画中ということで今、私が資料を求めて得ているわけですが、その中でやはり市民の声をどうして平成24年度から始良市も実施できなかったのかと。できないのかと。これを縮めることが最大の市長の公約であったはずですが、どうでしょうかということでもう1回ご答弁をお願いします。市長。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、この資源物の収集の統一化ということについては就任当初からの課題でございました。その収集統一を図るためには何といいましても、その自治会のご協力、自治会のあり方等を全市で統一をしないといけないということもございます。ただいまはその作業に入っているところでございますが、その自治会との関係等々がございまして、全市で統一を図るということにつきましては、始良地区だけではなく、始良地区のシステムを全市に広げるというようなことではなくて、始良市としての統一のあり方ということを今協議しているところでありますが、その一体的な整備を図らなければこの資源物収集の全市としての統一が図れないということが背景にはございました。私としては早い時期から担当課にはそれぞれ統一に向けて鋭意努力するように指示をしておるところでございますが、そのような背景がございまして、そして自治会の皆様方のご理解がいただければ統一ということは難しい背景がございまして、そのような背景がございまして今の作業の手順になっているところでございます。

○23番（湯川逸郎君） 事前に質問事項はお渡ししてあるわけですが、1問、2問目の中の4問目の中で始良地区におきましては計量を廃止し実績による還元金は出さずにステーション運営補助のみと理解してよろしいのでしょうかということで質問しております。これはどうでしょうか。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

現在説明会を行っておるところでございますが、先ほど申し上げましたように、平成24年度の加治木・蒲生地区の資源物の搬入状況を把握したあとに平成25年度から始良地区の計量の廃止を考えているところでございます。そこらあたりにつきましては今現在、始良市全域でつくっております衛生協会、こちらの役員の方々に今提案をしているところでございます。

以上、お答えとします。

○23番（湯川逸郎君） 非常に……。

じゃあ、衛生協会の理事会はいつ回答がくるんですか。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

現在始良地区におきまして自治会長様方へ、今、アンケートの実施をしておるところでございます。こちらの結果を踏まえて時期を見て開催するということでございます。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） そうなりますとですね、運営補助の財源と今度は出てくるわけですよ。運営補助の財源は何で賄われるんですか。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

これまでどおり資源物の売却益を財源とするつもりでおります。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） 運営補助金の配付について世帯数を基本として始良市全体で254カ所、蒲生におきまして15、加治木におきまして123、始良におきまして116の行政連絡員あるいは地区公民館長等に補助金として還付される計画であります、年間補助金は総額で幾らになるのか。また、基礎となる基準はどのような方法で算出されるのか、お伺いいたします。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

現在、先ほども申し上げましたが、衛生協会の理事の皆様方にお示ししたものがございますが、現在アンケート調査等を実施しておりますので、そのあたりにつきましてもアンケートの結果を参考にしながら今後検討していくということとしております。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 先ほどとも関連するわけですが、運営補助金の配付。これが先ほどの答弁の中では検討、検討という言葉だけしか出てきませんが、そうしますと結果的には平成24年度にはここに書いてあります平成25年度に落ち着いちゃうと。その前に、これは前回は私は申し上げました。24年度で実施したいという市長の考えが述べられておったわけですが、どうしてそこで25年という数字が出てきたのかをもう1回、担当課長。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

先ほどからお答えいたしておりますが、今、蒲生地区が終わったわけでございますが、今現在加治木地区の地元説明会に入っております。その中でいろいろと資源物収集について実施されている状況が大まかわかってきたような気がいたします。ただ、地区のその協力度合い、それから収集量、こういったものが、まだ私どものところでは正確に、どの地区でどのぐらいというのが把握できておりません。そこらあたりをですね、地区によって差があつてはいけないし、また市内で統一する上では、やはり収集をするところと、それから毎週、月2回されるところとですね、月1回されるところと、それから量によって違う、それと個数によって違う、そういったところをですね、十分に把握した上で市内全体を統一したいということでございますので、今回の蒲生地区・加治木地区の実施状況を見ながら24年度中に把握し、25年度からの実施をしたいということで申し上げているところでございます。

以上、お答えいたします。

○23番（湯川逸郎君） これは幾ら言っても押し問答になってしまいますので、次に移ります。

これまで80世帯を1ステーションとして基準が定められておりますが、今後も80世帯を基準として

ステーションを設置してよろしいのか、まずもってお伺いいたします。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

議員おっしゃるように80世帯というのは現在の始良地区での考え方かと思いますが、始良市といたしましては今現在皆様方に出している数字というのが80世帯というのが基準にはなろうかと思いますが、それが適当なのかどうなのか、そこらあたりにつきまして今現在衛生協会の理事の皆さん方にご提案をしている案がございますけれども、そちら等も含めて今後検討することとしております。

○23番（湯川逸郎君） こういう形態であります、実態として各自治会を巡回されて収集されている箇所が80世帯1カ所となった場合にはたくさんのステーションがあるわけです、その自治会でも。それがどうしたことか1ステーションで公園なり、あるいは空き地なり、そういうところで1カ所でその自治会がすべて収集されております。そうしますと、このステーションの基準が崩れているわけですよ。それとともに収集業者はこの80世帯で契約されているのか、あるいは今申しましたように自治会の大きなところでやっても公園で1カ所であれば80世帯の基準にされるわけですね。そうした場合の契約はどのようになっているのか、これが一番大事なところですが、お聞きいたします。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

今現在契約のやり方といたしまして、昨年度の実績——前年度でございますが、昨年度の実績を基にして、そして年間の収集の計画に基づいて契約をしているということでございまして、収集箇所数ではなく、全体的な区域によって契約をしているというところでございます。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） それはおかしいんじゃないですか。最初の契約が80世帯を1基準として3カ所、4カ所、その自治会の中はあるわけですが、それをすべて収集しますということの契約になっておると思います。しかし、今課長が述べられたものは昨年を基にいたしましてそういう形態にしましたということは、これは市民はおかしいと思いますよ。そのあたりは無駄遣いになっちゃうんです。業者にもうけさせていると逆に出るんですよ。これをそのまま私は広報いたしますよ。そのあたりはどういうふうに考えていらっしゃるのか、まず担当課長からいって市長に移ります。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

資源物の量といいますのはその月、その週によって量が違います。また年によっても量が違います。現在資源物の収集量は年々減っているという状況にはございます。ただ、その量が週によって違う、場所によって違うということがございますので、市といたしましては年間の計画に基づいて収集をしていただくということで年間の契約でやっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○23番（湯川逸郎君） 市長、どうですか。

○市長（笹山義弘君） 収集のあり方等についてはそれぞれの地区での差異がございまして、それらを

含めて統一する方向で指示しているところであります。したがいまして、そのような手順の中でいろいろ経過的な措置をしないといけないということがあろうかと思いますが、ここ一、二年でその調整をしながら統一に向けて図っていきたいというふうに思います。

○23番（湯川逸郎君） 結果的に変わらないということですね。そうした場合に収集業者の最初の契約を見てください。どのように書いてあるかお答えください。量の問題じゃないんですよ。収集箇所の問題が基礎になっていると思います。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） この問題につきまして、議員仰せの契約につきましては良好地区のことかと思いますが、私ども市の責務といたしまして市民の皆様方から出された資源物、可燃物、こちらにつきましては責任を持って収集し処理をするということになっております。それを踏まえて現在契約を行っているというふうに考えております。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） それは法に書いてあります。市からでる不燃物あるいはごみの問題は市が片付けなければならないと法律で定められております。しかし、その中身につきましては各自治会で契約しているわけですので、業者がそれなりに、そのとおり収集しなければならない。だけど中身は監視員、調査員、そういう者たちが毎回毎回出るのが大変だということで1カ所になったんですよ。だけれど契約はそのままなんです。そのあたりを矛盾した答えを述べられたら大変です。早急に改善しなければいけないと思いますが、市長どうですか。

○市長（笹山義弘君） すべてのにおいて公平性が保たれないといけないというふうに思います。そういう観点から、ごみ行政につきましてもしっかりと精査して市民の皆様の公平性が保てるように今後とも努めてまいりたいというふうに思います。

○23番（湯川逸郎君） 公平性が保たれるように修正してください。要望いたします。

次に、こればかりに——資源物だけに取りかかっておったら時間がありませんので次に移ります。赤ごみの収集です。

これは、資源物と同時に同じ場所で回収が効果的であると。統一に向けて行ってまいりますというのですが、この件につきましても私は長年要望しております。その内容はもうご存じのように、これまで赤袋の分別作業が体を害された方がおられると聞いておりましたが、危険物等の赤袋の収集においては農薬びん、スプレー缶、放射性物質を含んだ不良電化製品や家庭介護による医療廃棄物等非常に人体に危険性が高く、手選別で分別するのでなく機械選別による分別方法に変更され、船津岡での取り扱いは廃止されることが望ましいと私は前回も申し上げましたが、今回も強く申し述べておきます。今後どのように取り扱われるのか、市長にお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 赤袋の分別収集につきましても、これも含めて全市で統一をしていくという方向性は示しているところであります。したがいまして、収集されたあとの分別の処理能力、分別のあり方等々も含めて今後いろいろと検討してまいります。それで統一の方向をお示ししたいというふう

に思います。

○23番（湯川逸郎君） ぜひその方向性は私が望んでいる方向のほうが行政としては非常に助かるんじゃないかと思います。最終的に危険性なものが今でも体を害された方がいらっしゃいますが、損害賠償かれこれが出てきます。そんなときに行政は何をしておったのかということになります。だから、ぜひともこれにつきましては危ないような、逆にいえば資源ごみ回収のお金になるからするんだということであればもってのほかの考えです。これをぜひ認識されて機械選別できるところにおまかせしたら、それが一番ベターじゃないかと思います。もう1回市長の考えをお聞きいたします。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

議員ご指摘の点も含めまして今後しっかり研究してまいります。

○23番（湯川逸郎君） 次に移ります。粗大ごみ収集方法についてでございますが、この中で内容的にはどのようなのを統一されたのか、考えていられるのかをお聞きいたします。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

粗大ごみの収集につきましては現在各地区ごとにまちまちでございます。市長の答弁にございましたように、始良地区では年に2回、加治木地区では年に1回、そして蒲生地区では行っておりません。今現在蒲生地区におきまして地元説明会をした中で蒲生の地区の市民の方々から粗大ごみの収集はしないのかということのご質問等も受けました。市長の答弁にもありましたように、平成24年度からの年1回の粗大ごみの収集を行いたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） これは非常に言いがたいことなんですが、行政がこれに関与することで、これまで。これも始良地区のことでございますが、始良地区の自治会への還元金はすべて口座振込の方式で行われておったのか、まずもってお伺いいたします。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

始良地区におきましては粗大ごみにつきまして収集したところにつきましては衛生協会のほうから還元金ということでお金を支払っております。私ども口座振込が原則になっているように聞いております。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 原則になっておりますということですね、振込件数と窓口の件数をお知らせください。全体的には117自治会でございます。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） 私のほうでは今、その件数についてはちょっと把握しておりません。

○23番（湯川逸郎君） これ、議事ストップです。

○議長（兼田勝久君） しばらく休憩いたします。

（午前10時48分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時51分開議）

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。湯川議員。

○23番（湯川逸郎君） これは資料的には平成21年度の資料を扱っておるわけですが、平成22年度の資料はまだ入っておりません。そういう関係で平成21年度の衛生協会の会議資料の中に含まれているぶんでございます。そしてこれは、補助金の支払状況についてのものが前回3期間、4期間ですかね、そういう形で3期に分けて支払われている内訳明細です。それを見ますと全自治会117自治会で1,237万9,058円。これが全体の自治会への配付金です。その中で振込が92件、92自治会893万8,184円、これが振り込みの分の92件自治会分です。窓口が25自治会334万874円。総体的に約21%が窓口になっているわけです。私が一番言いたいのは、この、たとえ衛生協会が窓口として支払われるとしても、このお金は市から払われているわけですよ。あるいは町から払われているわけです。だから当然皆さん方は口座振替に変えてくださいとずっと言っていると思います。どうしてこういう形で既に25自治会がまだまだ残っているのはどのような考えか、市長にお伺いいたします。これは施策です。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） 答えいたします。

この振込の件でございますが、市が直接業者なり該当する方にお支払する際は一括して会計のほうから振込という格好でなるようございまして、振込手数料というものが安いというか、無いようございまして。ただ、私ども市の衛生協会のほうから振込をする場合はその自治会にお断りを申し上げまして振込手数料をいただいた上で振り込んでいるという状況でございますので、窓口に来られてお支払をするという場合もあるようございまして。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） このことにつきまして議論してももったいないです、時間が。

そういうことで私は生ごみ減量対策につきまして質問いたします。

生ごみの焼却施設への搬入量につきましては、私も調査いたしました。平成20年度、21年度、22年度の3カ年間の生ごみの搬入量はほとんど変わっておりません。家庭からの一般ごみとして平成22年度の焼却施設への搬入量につきましては答弁にありますように約1万5,000tと。これは始良市の人口の7万5,000人分で一市民当たり約200kgです。焼却施設へ搬入されている計算になります。

そこでお尋ねいたしますが、生ごみはあとひと絞りち行政の方はおっしゃいます。そうしますとあとひと絞りは50g減量、ごみという形で53gあるいは50gというような呼び方でいっているわけですが、その減量を呼びかけてもらいましたが、なかなか減量の原因になっていないと。これはどうしてでしょうかということでお尋ねいたします。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

生ごみの件につきましては、私どもも、今、議員おっしゃるとおり、あとひと絞りということをして市民の方々へお願いしながら進めているところでございます。ただ、生ごみといいますのは毎日台所のほうから出てくるということでございまして、やはり市長も最後に申しておりましたが3Rでございます。そういったことを推進することによって台所での3Rを心がけ、買い物の段階から皆様方にご協力をいただきながら、できるだけ生ごみの量を減らしていくという方法を考えているところではございます。

ただ、その広報等につきまして、まだ不十分であるというふうに考えておりますので、今後その広報等についてしっかりとやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） ぜひ減量対策に力を入れていただきたいと思います。生ごみ減量対策として家庭で簡単にできるダンボールコンポストの推進を鹿児島市では環境未来館、J Aグリーン鹿児島、また学校等でも取り組んでおられます。できた肥料を利用し家庭菜園・花壇等に活用され、また食育の一環としても生かされております。始良市においては焼却炉の延命のためにもダンボールコンポストの推進をされる考えはないか、お尋ねいたします。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

鹿児島市のリサイクル課におきましてダンボールコンポストの普及を図っていらっしゃることは承知しております。私どもも市民の中でごく一部の方でございますけれども、取り入れられて推奨されているところも、また実際行われているところも聞いております。私どもも水切りエコペール等の衛生協会のほうで販売をしているところでございますが、やはり議員おっしゃるとおり、肥料化してそれを直接自己処理していただければ、それに私どもの焼却炉の延命化にもつながるということで、ぜひ皆さん方のご希望のとおり普及をしていければなあというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 私はこれまでEM菌を使っていろいろと研究などを行ってまいりましたが、おいの問題等でありまして、なかなか人に勧めることはできませんでした。しかし、昨年の6月鹿児島市の環境未来館でダンボールコンポストでの生ごみ減量対策とCO₂削減のテレビ放映があり、その日に学びに行き、簡単にできるダンボールコンポストの研修をし、研究してまいりました。この一年間自宅では168.7kgの生ごみの減量と57.358kgのCO₂削減をすることができました。その処理した土は鉢物や菜園等に活用しております。現在加治木町・蒲生町・始良町で徐々に普及しておりますが、やはり先ほどの答弁でありましたように、減量対策は市が中心となってだれでも手軽にできるような、このダンボールコンポストの生ごみ減量対策を検討される考えはないか。このことにつきましては政策の問題ですので市長にお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 生ごみ減量の方法としてダンボールコンポストというものについても個人的ではございますがいろいろご指導を受けたところでございます。実際家庭でも実践をさせていただいて、

まあ二人世帯ですのであまりごみは、生ごみはでないんですが、それでも家庭で出るごみをしっかり分解してにおいもほとんどでないようであります。そういうことも体感しておりますので、体験しておりますのでそれらのことをいろんな場でお話することも啓蒙になろうと思いますが、その協力団体等ともご相談申し上げながら普及にも努めていきたいというふうにも考えるところであります。

○23番(湯川逸郎君) やはり先ほどの焼却施設の炉の問題がありますように、一日当たり74 tを下回っておりますがという、これはぎりぎりなんです。既にこれ以上きてもらっては困りますよと、いわば危険水位にある74 tですので、このことにつきましては、減量対策はぜひともやらなければならない行政の責務じゃないかと思っておりますので、ぜひ市長の方向性を示されてこのダンボールコンポストを全市に普及させていただければと思っております。

あと、11分ございますが、そこで次の事業系ごみのことに移らせていただきます。

事業系ごみは先ほど答弁にありましたように、金属類の混入が見受けられたということですが、実は市長、こういうものが焼却施設に入っているんです。おわかりでしょうか。これは一般の家庭ごみを焼却する施設の中に事業系ごみが搬入されるためにこういう現象が起こってきます。これは一般家庭のごみから出るものじゃありません。機械の組み立て部品とかそういうものが、スプリングとか相当なものが出てまいります。これは担当課長知っていちゃいますよね。

○市民生活部長(花田實徳君) ただいまの答弁につきましては担当課長のほうで答弁させます。

○市民生活部環境施設課長(仮屋隆夫君) 環境施設課長の仮屋です。お答えいたします。

あいら清掃センターの搬入につきまして、事業系のごみの中というお話でございますけれども、清掃センターの焼却があれば焼却灰の溶融をする過程において、いわゆるプラंकといいますか金属片のかたまり、そういうものが出てまいりまして年に何回かはストップをするというような状況がありますけれども、その原因が事業系の中の混入されている金属物も当然想定されますけれども、一般家庭からのごみの中にも若干はあるというふうには認識をしております。

以上でございます。

○23番(湯川逸郎君) 実は私も西部衛生処理組合の局長をしておりましたので実態はつかんでおる。そして、そのときの焼却施設が吉田でしたので、吉田ではそういうものはすべてちゃんと業者さんなんかは知っていちゃったわけですが、新しい施設ができて、そこからはどうしてもあの現場は燃やすのみです。ごみを燃やすのが仕事です。そうしますと、こういう混入物が頻繁に出てくるというのは課長のほうはご認識していちゃるわけですので、これがしょっちゅう業者に呼びかけないといけないということになります。そのあたりが事業系ごみを焼却する業者は何業者いちゃるのか、お知らせください。

○市民生活部環境施設課長(仮屋隆夫君) お答えします。

このような搬入につきましては許可証を発行しております。始良市の清掃センター設置及び管理に関する条例施行規則に基づきまして発行しておりますけれども、現在20業者が許可証を出しております。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） 20業者ということですので、20業者が搬入されるのを一回一回点検されますでしょうか。

○市民生活部環境施設課長（仮屋隆夫君） お答えします。

搬入の際、まず受付をしまして、受付のところでまず目視、搬入するときに目視による監視はしております。ただ、すべての金属類をキャッチできるといいますと、なかなか目視ができないということで、今後は金属探知機とかそういうものを導入することを検討しております。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） ぜひともですね、ただいま課長が述べられたように金属探知機であたっておかしいと思うものは搬入させないように、その時点で、計量の段階で止めていただければと思います。

もう一つ申し上げますと、焼却場において一般家庭から搬入されないような部品、金属類等が焼却場に持ち込まれておりますが、事業系ごみの運搬車は市民の方々にもわかるように、これは今、搬入業者は2業者ですね。あるいは20業者。さっき言いましたように業者的には20業者ですので、この方々に車を市民がわかるように。これは事業系の車だよというのがわかるような方法を車の色を変えるなり何らかの表示をされる必要があると思いますがどうでしょうか、お伺いいたします。

○市民生活部環境施設課長（仮屋隆夫君） この部分につきましては、収集運搬の許可証でございますけれども、霧島市、あるいは鹿児島市におきましてはこの許可番号の表示を条例の中で義務付けているような形で前方あるいは後方に表示をするというようなことが条例でうたわれているようでございますけれども、始良市の条例の中にはそういった表示の義務というのは現在のところ設置はされておられません。議員のおっしゃるようなことをするとすれば条例の改正が必要になりますけれども、私どもとしては収集運搬の許可証、あるいは搬入の許可証の時点で搬入の条件、あるいは収集運搬の条件等を業者に明示しながら行政指導をやっていくというふうなことで進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） ぜひ条例改正をされてその取り締まりを行っていただければ市民も助かるし、また焼却施設の延命にもなるんじゃないかと思っております。

最後に、あと3分ですので、火葬場問題に入らせていただきたいと思います。

火葬場問題につきましては現在の取付道路は高速道路のボックスカルバートを通行しなければならないことに加え、カーブが多く道路の幅が一定でないなど、車両が通行しにくい状況にありますと。そこでお尋ねいたしますが、ボックスカルバートを通行しない市道で県道につながる路線があると思いますが、そのあたりは検討されたのかどうか。この市道は若干狭いですが天福寺前を通って市道にする拡幅工事で十分に大型車も通行できると思います。そのような構想を描いておられる路線があるならばお示し願いたいと思います。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

ただいまの道路の整備の関係でございますが、これにつきましては今後火葬場の建設にあたって準備説明会を考えております。これ等を踏まえて住民のほうからそういう要望とかいろいろ出てくる可能性もございますので、そういうのも含めて総合的な視点で今後検討してまいります。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） ぜひ火葬場建設につきましては最初に、冒頭で私が申しましたように市民の方々がものすごく期待していらっしゃいますので、そのことを念じて取付道路につきましては地域の方々と十分検討されて計画を練られることを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

終わります。

○議長（兼田勝久君） これで湯川逸郎議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。10分間といたします。

（午前11時11分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時19分開議）

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。次に、9番、森弘道議員の発言を許します。

○9番（森 弘道君） 登 壇

今回は早めに通告をいたしまして3番目となりました。ごちそうは一番おしょうゆが一番と昔からいっていますが、風呂は2番とよくいわれておるんですが、質問は何番がいいのかと。まあ、何番がいいというのではなくて、私はやっぱり午前・午後に分かれる、これがやっぱりいいかなと思うんですよね。まあ、回答がよければ早く終われるというふうに思っておりますが、先に通告をしておりますのでまいります。

はじめに台風12号の記録的集中豪雨によりまして被災をされた方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、東日本大震災から半年が経ちました。いまだに復興のめどはたっておりません。野田内閣が発足をしました。泥をかぶってでもやりとおすどじょうの精神を期待します。山積する課題に向かって怨念を断ち切り、強いリーダーシップを発揮してもらいたいと思います。東京大学地震研究所の教授が次のように述べていました。「研究所が示した科学的根拠なるものがどこまで信頼性があるか。それは疑問だ。あくまで地震の予測に過ぎず、絶対的なものではない。地震科学の情報発信について限界があることを知らせていたら被害は減っていたかもしれない。今後はわかったことよりもわからないことを多く伝えていきたい」と心境を語っておられました。ことしは災害の年です。これ以上災害の起こらないことを祈ります。

8月の初め所管事務調査で佐賀県武雄市に行きました。一番に感じたことは市役所の行政機構でした。縦割り行政とよくいわれる中で武雄市は関係する係が一つの部課にまとまり、市民からの苦情や問題をたらいまわしすることなく包括して対処する体制は市民にわかりやすく、すばらしい発想だと

感じました。例えばつながる部の中に企画課、秘書広報課、市民協働課、男女参画課、おむすび課——これは男女の縁結びでございますが、縁結びの神様は出雲大社でございます。被災者支援課がありました。行政も一遍武雄市に行かれることを希望します。

始良市の秋期畜産共進会が開催されました。蒲生地区が8月19日、出品20頭、始良地区8月26日、出品32頭、加治木地区8月30日、出品14頭で計66頭でした。昨年は口蹄疫発生のため開催できませんでしたので農家の方々の苦労話を聞きました。口蹄疫の終息から1年経った現在湧水町においてはえびの市と県境の国道沿いに有時の初動対応が即時できるよう常設の消毒所を800万円かけて設置されました。このような独自の取り組みが有事のときに大きな力を発揮するものと考えます。地区の共進会が9月16日に開催され、始良市から14頭の優良牛が出品をいたします。健康面に十分注意をされ、優秀な成績をおさめられることを期待いたしております。

質問に入ります。

大きな1点目でございますが、北山の企業誘致について。

ここで訂正をお願いしたんでありますが、鹿児島県バイオテクノとなっておりますが「テクノ」を「フォレスト」に訂正をお願いしたいと思います。当初は「テクノ」で聞いておりましたが、訂正があったようでございます。フォレストは森という意味です。

鹿児島県バイオフォレスト事業協同組合が北山を拠点に創業するとの計画がある。次の点について問う。

- (1) 事業の経営者と事業内容を示していただきたい。
- (2) 国の補助事業が受けられるか。補助事業名と補助率は何%か。
- (3) 荒廃した森林の整備と再生、過疎地域の雇用や活性化につながり始良市の森林の産業振興に大きく寄与すると考える。市としての取り組み協力体制と支援について示していただきたい。
- (4) 市としてのメリットを具体的に示していただきたい。

大きな2点目、始良市の火葬場建設について。

(1) 火葬場建設については関係法令等問題も多く、クリアしなければならないものがあるが、特に困難が予測されるものについてはどんなものがあるか。

(2) 既存施設の隣接地計画について推進したいが、現在でも道路事情が悪い、周辺の環境整備を図ることで住民の協力体制も得られると考える。

①周辺地域の道路整備及び側溝整備の必要性はどう考えるか。また、県道からの進入路等県との協力関係もあると考えるが、これについてはどうか。

②加治木方面からの高速のガードをくぐらない新たな道路も必要と考えるがどうですか。

大きな3点目、観光に伴う整備と文化財指定について。

(1) 義弘公屋形跡隣接の花園寺跡の整備は今後どのようにするのか。

(2) 周辺一体は義弘公に関係する史跡が多く散在していることから駐車場とトイレが必要と考えるがどうか。また、周辺の道路整備、側溝整備については要望書が出ているが整備についてはどうか。

(3) 義弘公お茶の泉水跡は市の文化財指定はできないか。

大きな4点目、薩摩の郷中教育を本市の教育に取り組むことはできないか。私は薩摩の郷中教育を鹿児島の青少年教育と理解いたしております。

(1) 本年度教育振興計画の策定となっている、時代を超えても変わらない先人の知恵と生き方、人間愛、郷土愛、精神面の育成などすばらしいものがある。本市の教育に取り組むことはできないか。

(2) 県内での取り組み状況はどうか。成果と評価についてはどうなっているか。

(3) 木曽川の治水工事、薩摩義士の偉業について来年から中学2年生の国語教科書に登場するが、これについてどのような見解と生徒の変容を期待するか。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

森議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち3問目の観光に伴う整備と文化財指定についての1点目と3点目、及び4問目の薩摩の郷中教育を本市の教育に取り組むことはできないかのご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

1問目の北山の企業誘致についての1点目のご質問にお答えいたします。

鹿児島県バイオフォレスト事業協同組合は建設業14社で組織された協同組合であります。事業内容といたしましては、森林整備と森林内に発生する林地残材の加工販売の事業を展開するとの説明を受けております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

事業内容や目的により異なりますが、国の森林・林業・木材産業づくり交付金事業において、パルプ用などの原料供給施設整備である木材加工流通施設整備事業は3分の1、バイオマスエネルギーの原料供給施設整備である木質バイオマス供給施設整備事業は2分の1の交付金対象となります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

始良市といたしましては進出企業に対して、事業内容等を精査し、優良企業と判断した場合は全面的に協力していきたいと考えております。鹿児島県バイオフォレスト事業協同組合については概略説明を受けている段階でありますので、協同組合のあり方や事業展開等詳しい内容について精査したあと、市としての支援について判断したいと考えております。

4点目のご質問についてお答えいたします。

山林の荒廃が顕著となっている現在の状況において、始良市内の荒廃した森林を整備することは地球温暖化防止、水源涵養、土砂災害防止など森林の持つさまざまな機能の維持・向上に寄与することはもちろん、地域資源の活用に伴って新たな雇用が生まれ、地域経済の浮揚や活性化につながっていくものと考えております。

次に、2問目の始良市の火葬場建設についての1点目のご質問にお答えいたします。

関係法令といたしましては「墓地、埋葬等に関する法律」「都市計画法」「建築基準法」などや「始良市墓地、埋葬等に関する法律施行規則」によって位置づけられております。これらの法令に基づき、今後、県との事前協議や始良市都市計画審議会への諮問を行い、火葬場の建て替えの実現に向けて着実に進めてまいります。

また、困難が予想されるものは特にありませんが、重要なことは十分な説明により地域住民の方々の理解を得ることだと認識しております。

2点目の1番目のご質問についてお答えいたします。

現在この地域の道路改良や側溝整備の計画はありませんが、火葬場建設など地域の環境や状況が変わりましたら検討してまいります。

また、県道からの道路整備を計画しますと県道との交差点協議などが必要となりますので、始良・伊佐地域振興局や県警察本部と協議を行ってまいります。

2 番目のご質問についてお答えいたします。

火葬場を建設するとなりますと、現在の道路状況では高速道路のボックスカルバートが狭隘なため、市道の拡幅が困難であり新しい道路の建設が必要であることは認識しております。この問題につきましては、先の湯川議員のご質問にお答えしましたように、火葬上の利便性の問題も考慮しながら総合的な視点で検討していきたいと考えております。

次に、3 問目の観光に伴う整備と文化財指定についての2 点目のご質問にお答えいたします。

義弘公御屋地跡周辺一体は多くの史跡が散在しており、現在観光協会が設定した「あいら散策マップ」6 コースの中の一つとなっております。このコースは帖佐グラウンドを起・終点とする全行程約 2.1km、移動時間約40分の当地域の史跡散策コースであり、不定期ではありますが観光ボランティアガイド主催のまち歩きも実施されております。

このコースでの駐車場及びトイレ箇所としては、帖佐グラウンドの施設を利用するように指定しております。駐車スペースにつきましては、今後検討してまいります。トイレにつきましてはそれぞれのコースに数箇所設置してあることが望ましいのですが、観光施設のトイレは多額の費用がかかり、早急な対応が難しいことから各コースとも現在ある施設の活用を図っているのが実状であります。

また、付近市道の道路改良や側溝改良は要望書も提出されておりますが、当地域にある文化財等の調査が終わっておりませんので、今後教育委員会での調査結果を見ながら検討してまいります。

○教育長（小倉寛恒君） 3 問目の観光に伴う整備と文化財指定の1 点目のご質問にお答えいたします。

文化財を観光スポットとして整備することについては、まず現地の調査を実施し、その後に計画・整備することとなっております。

花園寺跡につきましては、建てられておりました家屋は本年6 月末までに礎石及び井戸枠を除き、既に解体撤去が終了しているところであります。今年度は11月以降に現地の実測調査及び石碑などの拓本調査を行い、来年度には埋蔵文化財の確認調査を計画しております。

これらの調査結果を踏まえて具体的な整備計画を立てていきたいと考えております。

3 点目のご質問についてお答えいたします。

帖佐における島津義弘公の居館跡の規模は東西150m、南北200mに及ぶ広大なもので、花園寺跡を含めた屋形全体の全容解明がまだ十分にはできていないところであります。現在、市指定史跡「帖佐島津義弘居館跡」としては石垣や大手門跡が指定されており、ご指摘の古い井戸が義弘公居館の創建時にかかわる特別にゆかりの深いものとは認識しておりますが、現段階といたしましては単独での指定までは至っていないものであります。

今後帖佐の義弘公居館跡につきましては建築学を含めた総合的な調査・研究を深めてまいります。

次に、4 問目の薩摩の郷中教育を本市の教育に取り組むことはできないかについての1 点目のご質問にお答えいたします。

現在、始良市としての教育振興基本計画を策定中であり、その中に郷土の歴史や文化をつなぐ活動等によって規範意識を養い、豊かな心と健やかな身体を育む教育を推進していくことを盛り込む予定であります。特に道德教育や郷土教育の推進、学力向上や体力・気力づくりなどを重点施策として位置づけ、具体的には各学校での郷土芸能や伝統産業の体験活動、さらには先人の生き方に学ぶ活動や生涯を生き抜く強い身体や精神を鍛えるさまざまな活動の実践を推進することとしております。

また、それぞれの学校では現在も総合的な学習の時間を活用して棒踊り、太鼓踊りや自顕流など郷土の歴史・伝統文化の体験活動や地域の先人の話を聞く活動、上級生と下級生の異年齢集団による清掃活動やボランティア活動などさまざまな教育活動が展開されているところであります。

教育は人づくりあり郷土のよさに誇りを持ちながら豊かな心を育み、これからの社会づくりに貢献できる人材を育成していくことが教育の使命でありますので、郷中教育に培われてきた人格陶冶上のよさを生かした教育を推進していきたいと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

県内での郷中教育の取り組み状況に関する調査資料はございませんが、郷土教育の分野での取り組みとして県内多くの学校で地域の伝統芸能を引き継ぐ活動などに取り組んでおります。市独自に県内各市の郷中教育の取り組み状況を調査したところ、異年齢の縦割り集団による清掃活動などで上学年の子どもが下学年の子どもと一緒に清掃に取り組んでいる学校が多く見られます。また、郷中教育の活動の一つである「山坂達者」いわゆる野遊びによる体力育成活動に関して学校周辺の自然を生かした体力育成の活動に取り組んでいるところも多く、またそれぞれの地域で棒踊りなど地域の伝統芸能を継承する活動にも取り組んでいる実態があります。

成果と評価につきましては、縦割り異年齢集団による活動を通して年長者が年少者への思いやり、導きの心の涵養、また逆に年少者が年長者への尊敬、感謝、憧憬の念の育成につながっていると考えます。さらに、体力づくりや子ども会活動を通して切磋琢磨の精神、ふれあいの心、助け合いの精神などの育成が進められ、地域に育つ子どもたちの一体感の醸成にもつながっています。

3点目のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の教科書は来年度始良・伊佐地区として採択する教科書ではございませんが、木曾川の治水工事、薩摩義士の偉業を題材として取り扱っている中学2学年用の国語の教科書があることは承知しております。本市では小学校6年生において道德の時間に活用する副読本として薩摩義士の偉業を取り扱った読みもの資料が使用されております。道德の時間に多大な苦難を乗り越え木曾川の治水工事をやり遂げる薩摩義士の行為について子どもたちが学習することは、利己主義を排し、他人のために尽くす精神や不撓不屈の精神を涵養することであり、郷土の先人の精神を実感し自分の行き方に生かすために適した内容であると考えます。

以上で、答弁を終わります。

○9番（森 弘道君） もう20分経ちましたですね。順を追っていきます。

きのうの新聞にですね、この私が取り上げています北山の企業の関係が載ったようでありますが、鹿児島県建設14社林業産業ということでございますが、これを市長はごらんになられたかどうか。そして、どのように感じられたか。それをお伺いしたいと思います。

○市長（笹山義弘君） 9月13日の朝刊に載っていたというふうに思います。この鹿児島県の建設14社で林業への参入という表題で載っておるわけですが、始良市としても森林の荒廃等がある中でこのような取り組みがあるってことは大変ありがたいことでありますし、できましたらば、これを北山地区をというところが入っていただければもっとよかったんではないかというふうに感じております。

○9番（森 弘道君） 新聞の中でもちょっとあるんですが、今現在この県内産の木材の需要ですね。これについてどのようになっているのか。あわせて外国資材のこの確保が非常に難しい点を書いてあるようでございます。そこあたりについてお伺いしたいと思います。

○農林水産部長（屋所克郎君） お答えいたします。

県内産の木材需要につきましては平成21年度の数値でございますが、事業実績で140万6,000m³でございます。そのうち県内産の供給実績でございますが50万9,000m³、36%が県内産ということでございます。生産額で申しますと47億4,700万円でございます。

それとアジアの木材の需要が非常にふえているということでございまして、アジアの経済発展に伴いまして、例えば土木資材とか建築の内装材とかいうのが非常に需要が多くなっているということで地元もその木材を使うということで輸出が減ってきていると。日本から見ますと輸入が減ってきているという状況でございます。

○9番（森 弘道君） 以前、始良町時代にバイオマス構想というのがあって進んではきておったんですけれども、今後始良市としてこういう構想がですね、合併したわけですがけれども、この関係はどのように今後なっていくのか。これ、とりあえずお伺いします。

○企画部長（甲斐滋彦君） お答えいたします。

バイオマスタウン構想については旧町時代——始良町時代で構想がされております。加治木と蒲生地域にはまだその地域が設定されていませんので、今後早急に地域の編入を図っていこうという計画でございます。

○9番（森 弘道君） この森林組合の関係ですね。今、始良西部森林組合というのがあると思うんですが、この組織そのものは加治木・蒲生・始良・溝辺、この旧4町で構成がされていると。こういうことで理解しております。それでよろしいですかね。

○農林水産部長（屋所克郎君） 今議員の申されたその旧4町で構成をされております。

○9番（森 弘道君） 聞いておりますとですね、ここまで立ち上げるのにいろいろと不安材料もあったというようなことですね。それはどうかといいますと、森林組合とやはり競合をする面があると。したがって協議が先に進まない。こういう心配がされているところがあったわけでございます。そういったことですね、森林組合そのものは独占企業ではないと、このように思っておるんですが、ひとつそこらあたりについてですね、どのようにお考えなのか。先に進まない、競合する部分があるのか。あるいは独占企業でそういったのがあるのかどうか。そこあたりについてお聞きます。

○農林水産部長（屋所克郎君） 森林組合のですね、目的といいますか、森林組合は森林法に基づいて個人、法人などの森林所有者が互いに協力して林業の発展を目指す協同組合ということでございまして、組合の出資により運営をされている組合でございます。事業内容はやはり森林整備を目的としていますが、今回のこの鹿児島県バイオフォレスト事業協同組合におきましても、森林整備を、最初の

市長の答弁にもありましたように、森林整備と森林内に発生する林地残材の加工・販売の事業展開をするということでございますので、森林整備という点では競合すると思いますが、お互いにですね、森林組合ができない部分、まあできる部分もありますが、そこあたりは十分量的に豊富な量がございまして十分に事業としては成り立つんじゃないかとは思っております。

○9番（森 弘道君） 森林組合の定義ではですね、一定地域内の森林所有者を組合員として森林組合法によって設立された営利を目的としない一種の協同組合であるという提議があるわけですが、したがって、今、森林整備という面では若干そういう類があるかもしれませんが、先ほど来いろいろこの回答の中でも果たす役割というのは非常に大きなものがあるわけございまして、私は非常にこれを期待しておるわけでありまして。メリット・デメリットというような点ではですね、利用しなければもう廃棄物になってしまっていくと。それを利用することにおいてエネルギー変換もできるし、森林整備もできるし、あるいは地球環境、地球温暖化、二酸化炭素の抑制こういうものにつながると。非常にメリットが大きいわけございまして。この蒲生・始良・加治木地区の荒廃した森林ですね。これはもうご承知のとおりでございますが、森林整備・再生、こういった多くのメリットがあって、先ほど市長もお答えになりましたけれども貢献度が高いわけございまして。回答の中にも「十分まだ事業の中身を把握していないために今後そこあたりをしっかりと把握・精査して、そして優良企業となれば全面的に協力をしたい」とこういうふうに述べられておりますが、まあぜひですね、私はこの事業を進めるにあたってやはり行政主導というのもあると思うんですよ。始良市内のそういう林業活性化に向けて一企業が立ち上がった場合にはですね、全面的にこうしたほうがまだあたいたんかもいいですよ。我々も協力しますよという主導的なそういう面も含めてですね、ひとつご検討いただきたいと、こう思うわけございまして。そういうことについてですね、どうでしょうか。市長のお考えをどうぞ。

○市長（笹山義弘君） 水環境を守るという視点からもこの森林の整備というのは喫緊の課題であると。就労環境が高齢化が進みまして、もう後継者もなかなか少ないという中で非常に森林を守る環境として行政としても苦慮していたところございまして、このように農地も含めて会社の参入。こういうことについてはですね、非常に雇用の創出も図られますし、いい傾向であるというふうにも思っております。したがって、先ほど答弁させていただきましたように、この会社設立もみられたようでありますので、組合設立もみられたということで、今後ですね、その事業をどのように展開していかれるのかしっかりと精査しながら、また協議しながらですね、市としても取り組んでまいりたいというふうに思います。

○9番（森 弘道君） この企業はですね、非常にやる気があると私も感じております。したがって、どうかそういう市長のお考えをですね、前進をさせていただきたいと思っております。

次の、火葬場建設でございますが、先ほど来同僚議員も質問の中でもありました。私はですね、やはり現況のある火葬場でございますが、やはり道路事情がどうしてもやっぱりいわれる。いろいろそれはもう言われるわけでありまして。したがって、住民説明会なるものをばされれば、当然こういった地域の方々の要望というのは上がってくるちいうのはもうわかっております。目に見えております。したがって、先ほど来回答がございましたが、その住民説明会の中でですね、やはりびしっと行

政の採るべき道筋というのはもう明らかにわかってくればですね、そういう要望等を受け入れてですね、前よりもよくなったと。ここは火葬場をつくるようになったが、ほんのこて環境もよくなったと。近辺の人たちからもそう言われるようにですね、ひとつ努力をしていただきたいと。こう思うわけで、当然加治木の方面からもガードをくぐらなきゃならない。しかし、ガードはくぐらないで高速道路の北側を行くとか、いろんな方法もあると思うんですよ。ですから、そういったことをたたき台にしてですね、全面的に住民の説明会の中でお互いに意見を出し合って、納得づくでこの事業を進めていただきたいと、こう思うわけでございますが、市長のお考えをいいですか。

○市長（笹山義弘君） この施設につきましても、始良市としての公共に資する施設でありますから、そういう意味からしまして始良市の一体感ということを考えましたときに始良市としての道路網のあり方含めて同時の問題というふうになってよいと思います。今後は説明会等の中でいろいろお声をいただくとしますので、そのことを含めて施設のあり方、そして道路のあり方等も含めて今後検討してまいりたいというふうに考えます。

○9番（森 弘道君） 教育委員会のほうにいきます。

観光に伴う整備ということで私、取り上げておりますが、この花園寺ですね。この土地は地権者が無償提供をされ、寄附採納された約1反近くありますね。由緒あるところです。義弘公が朝夕仏前歎行した看経所といわれております。座禅石もまだそのまま残っておりますね。地権者の方から特別にこうしてほしいというような要望があったのかどうか、そこあたりをちょっとお聞きをしたい。

○教育長（小倉寛恒君） 花園寺跡というのは今、ご指摘のようにですね、島津義弘公がのちに建てたときに読経をしたところ——お経を読んだ場所でありました。そのあとは、あの地を離れたときには寄附をしていただきました。その家系に譲り渡されたというこうことで、その家系はずっと島津家のいわゆる修験者として使えてきた、そういった家柄になるわけでございます。そういった思いもありましてずっと明治まで修験者としての家系を維持してきましたが、その後もですね、引き継いで来られて、思いとしてはこうして寄附をしていただきましたのは、やはり保存・活用してほしいと。文化財としての価値を十分認めた上で保存・活用してほしいと。そういう願いがあったというふうに受けとめております。

○9番（森 弘道君） 観光のほうは現地を確認しておられますか。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） 花園寺のほうは今家を取り壊されたあとでしたけれども、確認はいたしております。

○9番（森 弘道君） ここにも書いてございますが、総合的な調査をして、そしてまたいろいろな段階を経て整備をしていきたいということなんですが、この建築学の内容ちいうのはどのようなものですか。建築学の内容について。

○教育長（小倉寛恒君） 花園寺跡というのはいわゆる義弘公居館跡のですね、南西部に位置するわけ

でありまして、それからご質問の中にありましたお茶の水の井戸というのは北東部に位置するわけです。これ、いずれも建築学上、風水上の観点からいいますと鬼門——北東部のほうが鬼門になり、南西部が裏鬼門ということになってくると思います。そういう意味でこの義弘公のお茶の水というのはいわゆる居館外にうがたれた、そういった風水上の最適な場所としてうがたれた井戸だと考えられます。また、近くに荒神様という小さな祠がまつられておりますけれど、それもやはりそういった観点からほられたあるもんだと思います。

そういう意味で、まだ当地としてはですね、居館跡の指定というのは旧始良町時代昭和38年に指定を受けておりますけれども、まだ文献上の観点からの指定で学際的研究を深めたというものではございませんので、これからはそういった創建時、いわゆる屋形をつくるときですね、創建時の建築学的な観点からのやっぱりアプローチというのも必要ではないかということで、そういうふうに答弁しているところでございます。

○9番（森 弘道君） 道路の関係、側溝整備いろいろこれは整備していかなくやならない。今の現状のままではですね、例えば3月議会で市長はNHKの大河ドラマを誘致しようという意気込みを語られましたよね。私はそれはですね、あーそいやれば早よせないかんたらせんかとかこういう気持ちがあったんですよ。当然整備をしなければならぬ。いろんな方々がそれをなれば、ここはもうメインになるわけですよ、メインに。日置市もいろいろございますが、この帖佐の屋形が現役時代の義弘の屋形ですから。ここから朝鮮征伐にも行きますし、関が原の合戦にも行っているわけですから。いろんな史跡が散在しているわけですよ。だから今までに、旧始良時代にですね、もう少しやっときゃよかったなという、悔やまれてならないんですが、そこあたりをですね、加治木に行けばあーいった交流館があったりいろいろしますし、どうもこりゃあ立ち遅れておるなという気がしてならないんですが、この調査研究を進めますけれども発掘調査やいろいろしたら何年かかりますか。そこについて。

○教育長（小倉寛恒君） 島津義弘公がこの始良市内に邸宅を残しているのは3カ所あるわけでありまして。一つは加治木高校、柁城小のいわゆる加治木島津屋形跡があります。それからもう一つは重富小学校の平松城跡ということになりますけれども、いずれも2つは学校が建設されておまして、この遺跡としては非常に残存状態というのはよろしくない、良好でないということがあります。そういう意味で今の花園寺跡を含めた居館があったというのは非常にやっぱり戦国武将のですね、居宅として、邸宅としてですね、非常に価値のある文化財であるというふうに感じます。そういう意味では観光スポットとしては始良市でもやはり一番メインのスポットになってくるんじゃないかというふうに考えます。

これからの調査は時間をかければですね、やはり5年から10年というスパンになりますけれども、部分的にですね、それを観光地として開いていくことは可能だというふうに考えております。

○9番（森 弘道君） 三、四年もかかればですね、なかなかこれは進まないなという気がするんですがね。まあ、そうするうちにもう大河ドラマもこれはもうどっかでとられてしまったり、これは大変なことになるなっていう気がしてならないんですよ。もう日置市に負けられないにやらないかんとですよ。そういう意味で私は申し上げているんですが、この点については時間もありませんが、このお茶の泉水ですね、文禄4年から栗野から居城を帖佐に移して約11年間帖佐の屋形におるわけです。

が、先ほど申し上げました朝鮮の役やら関が原の合戦に、ここにおるときが17代の半生なんですね。そういうことなんです、ですからいろんな史跡がございます。

この、義弘公が武人としてだけではなく茶の達人でもあったと証明をされておるわけですが、このお茶の泉水はですね、岩をくり抜いて小判型のものが二つ並んでおります。朝鮮の役での戦功によって秀吉から小泉の甲というのと、平野肩衝と茶色の壺を拝領しているわけです。おそらくこの泉水の水で湯を沸かしてお茶を立てて訪れた客人をもてなしていたであろうと、私は推測するわけです。歴史をこうしてつなぎ合わせれば大変おもしろく、泉水跡も貴重なものとなると考えるわけです。ましてやNHKの大河ドラマも物語をつなぎあわせてロマンが生まれてくるわけです。

市長もこれには意気込みを示されました。どうでしょうかね、今すぐということではないかもしれませんが、三、四年その前にこの泉水跡はどうしても、その市の文化財に指定できないものかどうか。まあ、保護委員会もございますが、そこらあたりをひとつ教育長のお考えをお聞きしたい。

○教育長（小倉寛恒君） お茶の水の井戸がですね、そういうふうに。まあもちろん島津義弘公は大変な武人であると同時にお茶の世界でもですね、非常にすぐれた人であったということで、千利休とも親交があったという話もありますけれども、ただ戦国武将がですね、自分の館の外にですね、井戸をうがつかというと、これは非常に疑問が残るわけでありまして。うがつという場合にはですね、やはり必ずそういった居館内に掘るとというのが基本だと思います。どう考えてもやはり風水的な観点から居館の外が北東部にうがったというのが、やっぱり今の段階の推測としては妥当するのではないかという気がいたします。ただ、そのことを指定すると——市の指定史跡として指定するというのはですね、まだあまりにもその論拠が少ないと。あくまでも推測の段階でございますので、これは今の段階ではですね、ちょっと困難だというふうに考えております。

今後いろんな建築学上の専門家なども含めた方々の意見を聞きながらですね、このことについて進めていきたいというふうに考えております。

○9番（森 弘道君） 郷中教育に入ります。

先ほど私は端的に言えばこれは青少年教育だと、このように申し上げました。歴史的に言えばですね、慶長元年から明治4年の廃藩置県の間まで、実に275年間藩独自の教育があったわけですね。年齢的には6、7歳から10歳までを稚児、10歳から14歳までを長稚児、15歳で元服をして妻帯するまでの20歳前後を二才と呼んでおりますね。30人から40人の少数団体で構成して人間形成・人格形成が目標であったと。活動内容は具体的にいけば、義弘公のおじいさんといわれる伊作忠良、これ日新公といわれますが、いろは歌、前のときも申しました「いにしえの道を聞いても唱へてもわが行にせずばかひなし」というこれを学んだことを実践する稚児郷中の教育であったと。教える者も教えられるという年齢集団的な教育であって、さっき言っていましたけれども山坂達者を思考とした鍛錬であったということですが、教育長はどのように理解されているんですかね。

○教育長（小倉寛恒君） 郷中教育はですね、封建社会の身分制度を前提にした、いわゆる武士教育でございますので、今日の学校現場における子どもたちへの教育をそのまま妥当させるということは、これはまあ難しいというふうに考えております。しかしながら、今、お話の中の郷中教育の中で長く培われてきた、そういった若者の人格陶冶上のよさというのは、これはあるわけでございまして、こ

れはまた現に今もですね、学校現場の中でさまざまにそのことは教育活動として生かされていることだと思っております。

まあ、どういう点によさがあるかといいますと、やはり早く親元から子どもだけの集団の中でですね、しかもそういった異年齢集団を形成する中で、そこでさまざまなことを身につけていく。一日の多くの時間をそういったものを、心身を鍛えたり、あるいは規範意識を養ったり。やっぱりそういったことはやはり培ったと。そして負けるなどか、あるいはうそをつくな、弱いものをいじめるなどという人として生きるうえで最も大切なことをですね、やはり身につけていったということはですね、これはやっぱりずっと引き継いで伝承していったということは大切な教えのひとつなんだろうというふうに考えております。

○9番（森 弘道君） 始良市の教育。これをいただいておりますが、この基本方向の中で始良市としての独自性を発揮する教育の取り組みを目指すという。これ、非常に私、これぴしっときたんですね。合併をして教育行政もこういう独自性を出すと。私はこういうことからこのような質問を出したわけでございます。時代を越えても変わらない価値観を大切にすると。そのとおりです。今、そういうのが非常にないからいろいろ問題が起きとんじやないかというようなこと。それから、伝統文化を尊重し、これは先ほども出ましたね。我が郷土を愛する態度を養うということですね、この一途の基本方針があるわけですが、教育は国家百年の計というわけです。長い年月をかけていかなければすぐにはできない。私が申し上げたいのはですね、いろんな太鼓踊りにしましても、くも合戦にしましても、帖佐の浜下りの行事にしましてもいろんなそういった関係する行事はもう既に出来上がっておりますよね。毎年それをやっております。それを内面的に教育の中でたたき込むと。いわゆる内面的にも外面的にもそれをあわせると。ことによって効果というのは非常に私はすばらしいものがあると。こういうふうに思っております。日置市も妙円寺詣りかれこれいろいろやっておりますね。今度は日置市から始良市の方に議会の人たちは来られるようになっておりますが、日置市に負けてはならない。日置市の教育をちょっと申し上げますとですね、やはり私調べたところではこういうことです。始良市と盟約を結んでいる日置については妙円寺詣りがあります。この妙円寺詣りのうた22番まであります。行きました議会で。あのときに石に彫っておりますよね。それを夏休みに暗唱大会を開催しておると。これはすべての小中学校が取り組んでおるということです。それからもう一つはさっき私が申し上げたいのはうたです。これは47詩ありますね。この47詩を学校教育・社会教育連携をして学校でかるた大会をやっておるということです。ですから、向こうはどんどんやっておる。内面的にも外面的にも。始良もさっき言われた始良市の特性を持ちなさいと。であれば私は外面的にはいろんなことも既に立ち上げておられる。継続している。立派な事をば、それにあわせて内面的にこういうものを考えたらまだすばらしいものにできあがると。こういうふうに私は考えたんです。どうですか。

○教育長（小倉寛恒君） それぞれの市町村でですね、独自性のある教育というのがあってと思いますけれど、今現在、先ほど答弁いたしましたように、始良市としての教育振興基本計画を今策定中でございます。今、ご指摘の件についてはですね、十分踏まえた上で取り組んでいくわけでございますけれども、例えば先ほど来出ている郷中教育、これのやはり目指すもの、あるいは基本にあるものっていうのはやっぱり自立なんですね。教育の最終の目標があるとすればこれは自立であるわけです。だから郷中教育はどうして、親元を早く離して子どもたちの世界でこのさまざまな鍛錬をしたりですね、

教育をしていくということがやはり基本になっているわけで、要するに知己、幼い心を早く捨てさせる。これがやはり教育の第一歩だというふうに考えております。そういう意味で子どもたちの自立心を育成していくために、始良市としてもさまざまなそれぞれの学校がですね、取り組んでいる行事もあるわけです。特に異年齢集団による精神の鍛錬活動でありますとか、あるいはまあ集団的な活動によってですね、そういった規則性のある行動をとる。こういったことなどもですね、そういうふうな活動の一端だというふうに考えておりますけれども、最終的にはこれは厳しい社会に生き抜くようなそういった強い生き抜く力をやっぱり育成するような、そういった教育にして推進していきたいというふうに考えております。

今年度末までには教育振興計画というのは全部出来上がる予定にしておりますけれども、総合計画とも含めてですね、整合性のある振興計画を立てていきますが、その中で具体的なものは立ち上げていきたいというふうに考えております。

○9番（森 弘道君） 棕鳩十先生の言葉にありますように「感動は心の窓を開く」と言っておられますが、やはり子どもたちに感動を与える。今、そういうのが少ないという私自身は考えてこういう質問をしたんですね。

やはり昔の人たち、偉人のそういう人たちのですね、したものをば、やはりきらりと光るものがあるわけですよ。今の時代にも通用するものが。ですから、今の時代にあうように変えていながら実は中身はぴしっと押さえるところは押さえていくという、やはりそういうですね、ことが私は必要だと思っております。

まあ、木曾川の治水工事も取り上げておりますが、残念ながら始良市の教育教科書採択にはこれはなかったと。私は新聞を読んでですね、うんにゃこりゃ自分と同じことを考えている人がおるなと思って、いっぱい切り抜いておるんですが、残念ながら始良市はできなかったというようなことですが、こういった社会科読本の中で始良市の場合も、それは6年生の道德の時間で、副読本でこういう資料を取り扱っておるということですから、それで了解をしておるわけですが、やはりですね、この赤穂義士というのはもう全国的に知られておる。しかし、薩摩義士はそういうことはない。ですから、やはりこの際薩摩の偉業をですね、しっかりと引き継いでいかなきゃならないと、こう思うわけです。当時のお金にして40万両かかったというわけですよ。最終的に計算すると200億円という数字になりますね。千両箱が5,000万とよくいわれておりますから、1両が5万円と。ですから、200億円の工事費だと。莫大な借金を抱えた。そして平田鞆負がその遺言を残して切腹をしてあい果てたと。責任を取ってあい果てたということですが、工事に携わった人1,000人、病死が33人、切腹55人、昭和30年の大型の伊勢湾台風がまいりました。しかし、その伊勢湾台風でもびくともしなかった、あの千本松原の堤防なんですね。ですから、やはり教科書で取り上げてもらって今後そのような採択ですね。今後そういう採択が始良市の中であるのかどうか。そこあたりはどうでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 教科書の採択につきましてはそれぞれの地区、この始良市であります伊佐・始良地区として採択していくということになります。そういう意味で霧島市、それから伊佐市、始良市、そして湧水町、3市1町の中で採択をしていくということになります。それは採択協議会というのがつくられまして、そして具体的な研究専門員、学校のそれぞれの教科の専門家が出てですね、そ

して、すべての教科書をあたっていくと。そして最終的にこの教科書が一番妥当と。まあ、県のほうでも採択協議会ってつくられて、これが望ましいということは一定のものは示されますけれども、そういう中で決定していくということで、始良市として単独で決めるということではございません。今後これをまた変えるということは今八重山地区の採択協議会でも話題になっておりますけれども、これは文部科学省もノーといっていますけれども、まあ、難しいということです。

○9番（森 弘道君） 早く終わりたいんですけどもう最後になります。

やはりですね、感動ちいうのをですね、ちょっと言います。総奉行の平田靱負という人がみんなを諭した言葉がすばらしい。「幕府と戦になれば関係のない人たちを、この人たちが犠牲になり、藩が取り潰しになるのはあきらかである。それこそ幕府の思うつぼである。それよりも、遠い皆の人たちも同じ日本人である。その人たちの苦しみを救うことは薩摩の名を後世に残すことになる。戦って滅するよりも命がけの口上をするほうがはるかに薩摩のぞんざいは大きなものになる」と。こういうふうにして説得をしているわけですが、多くの偉人が出ている、こういうことですね、ぜひ今後ともこの始良市の教育の中で若干触れられておりますけれども、ぜひそういう思いをですね、中に入れて、そして進めていただきたいと。社会教育・学校教育、連係プレーでやっていただきたいと。

このように考えて、私の質問を終わります。

○議長（兼田勝久君） これで森弘道議員の一般質問を終わります。

○議長（兼田勝久君） ここでしばらく休憩します。午後の会議は1時10分から開会したいと思いますかどうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 午後の会議は1時10分に開会いたします。

（午後0時19分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後1時09分開議）

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。次に、16番、東馬場弘議員の発言を許します。

○16番（東馬場 弘君） 登壇

お疲れさまでございます。私は先に通告しておりました3項目について質問いたします。

まず、項目1の市来原地区の営農飲雑用水の整備について質問します。

要旨1、県の農村振興総合整備事業による市来原地区の営農飲雑用水整備の進捗状況について。

要旨2、この地区の営農飲雑用水整備にかかる今後の事業費の概算について。

要旨3、地区民の要望に対しての対応について。

次に、項目2、始良市の公用車の管理・運用について質問します。

地方自体の厳しい財政状況や地球温暖化防止等の環境問題など社会情勢が変化する中で、公用車を取り巻く環境も変化をしてくれています。このような状況の中、公用車は多くの維持管理費を要するた

め、事務事業の見直しと同様により効果的な活用がもたられ、また、安全管理の面からは事故防止に向けて一層の交通安全対策に対する取り組みが必要であると思います。

要旨 1、公用車保有台数と集中管理車として始良・蒲生・加治木地区の別で何台か。

要旨 2、公用車の車両管理業務の効率化等について伺います。

要旨 3、経年数の長い車両の今後の取り扱いについて伺います。

要旨 4、現在保有する環境面に対しての低公害車、いわゆるハイブリッド・EV（電気自動車）等の保有台数は何台か。

また、今後の低燃費、低公害車の配備、購入予定車両と入札のあり方について伺います。

最後に、項目 3、市道整備について質問します。

要旨 1、市道中野線は隼人へ抜ける知る人ぞ知る幹線道路でもあります。ここは交通量が意外と多く朝夕は特に多いわけですが、この沿線の川畑地区の拡幅は合併前からの懸案でしたが、その拡幅整備計画について質問します。

要旨 2、国道10号線の東岩原交差点から南へ下り、市道海浜通線と接続させ、新設道路として街路計画に取り組みないか伺います。

要旨 3、加音ホールを中心とした近隣の岩原地区・須崎地区及び都市開発公社が所有している土地などこの地域一体を始良市土地区画整理の事業として取り組みないか伺います。

以上で、壇上から終わります。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

東馬場議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の市来原地区の営農飲雑用水の整備についての 1 点目のご質問にお答えいたします。

市来原地区の営農飲雑用水施設整備につきましては、県営農村振興総合整備事業で平成21年度から事業実施しております。平成21年度に測量設計を行い、平成22年度から工事を実施しており、今年度予定している送水管及び送水ポンプ設備等を整備すると進捗率は41%になります。

2 点目のご質問についてお答えいたします。

全体事業費は約 2 億500万円であり、平成24年度以降の事業費は約 1 億2,100万円であります。

3 点目のご質問についてお答えいたします。

当地区はことしの 4 月から 5 月にかけて集落水道の井戸が枯渇し、飲料水及び生活用水確保に大変苦労されたことは承知しております。近年、農業農村整備事業費が大幅に縮減されている状況において、このままでは事業完成まで数年かかることから、生活に欠かすことのできない飲料水を供給できるよう始良・伊佐地域振興局に要望し、今年度の事業で緊急時に飲料水を供給する整備のめどがついたことから、市としてもこの事業でできない部分を整備し、給水できるようにしたいと考えております。

今後も早期事業完了に向けて、県と協議してまいります。

次に、2 問目の公用車の管理・運用についての 1 点目のご質問にお答えいたします。

始良市で管理している公用車は消防車等の特殊車両70台を含め全部で279台であります。そのうち、集中管理車が本庁が12台、蒲生総合支所が 8 台、加治木総合支所が13台となっております。

2 点目のご質問についてお答えいたします。

車両管理につきましては事業課等では公用車を数台配置してあり、原課で管理をしております。そ

の他、定期的に公用車を必要としない課につきましては、集中管理車を利用しております。管理については本庁は財政課財産管理係で、加治木総合支所及び蒲生総合支所は地域振興課で行なっております。

また、集中管理車は予約を入れてから使用するため、急に現場に出かけることのある事業課等については現在の方式が効率的と考えます。

3点目のご質問についてお答えいたします。

年式の古い公用車も多数ありますので、今後は公用車の見直し基準を設け年次的に台数を決めて更新していく考えであります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

低公害車の保有台数であります但本庁で2台、加治木総合支所で2台の合計4台であります。

ハイブリッド車は燃費がよく二酸化炭素の発生を抑えることができる反面、車両価格が割高となり、またEV車（電気自動車）は二酸化炭素をまったく排出せず、ガソリン車と比較して燃料費が節減できる反面、車両価格が高額であります。

今度はこれらを精査して車両の購入について検討してまいります。

また、入札については低公害車を販売している会社が限定されますので数社による入札になると考えます。

次に、3問目の市道整備についての1点目のご質問にお答えいたします。

市道中野線は県道栗野・加治木線から中野地区、楠原地区を經由して霧島市隼人町上野を結ぶ4.5kmの一級市道であります。ご質問のとおり、全路線のうち川畑地区の約240mが未改良の状態です。このようなことから、今年度は5月に測量設計業務委託を発注し、8月に業務委託が完了している状況であります。

今後、補償調査及び用地交渉を行い、地権者の承諾をいただければできるだけ早い時期に工事に着手したいと考えております。

2点目のご質問にお答えいたします。

国道10号の岩原交差点から市道海浜通線までの道路につきましては、旧加治木町の都市計画マスタープランにおきましてこの地区に必要な都市計画道路として検討がなされておりました。

今後は始良市都市計画マスタープランの中でこの地区の土地利用等の状況を踏まえながら研究していきたいと考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

土地区画整理事業は面的な広がりを持った広い地域を対象に、地域内の土地の区画形質を整え道路、公園等の公共施設を一括して整備改善するとともに、土地の利用の増進を図ることの2つの目的を同時に達成することができることから、良好なまちづくりのためには有効な事業であります。

ご質問の岩原地区・須崎地区には住宅が密集し、道路も狭隘な状況が見受けられることから整備が必要なことは認識しております。今後、区画整理事業として取り組んでいくには地区住民のご理解や多額の費用と年数を要することから、他の地域も含め始良市総合計画や都市計画マスタープランとの整合性を図るとともに、財政状況や他事業との調整を図りながら研究する必要があると考えます。

以上で、答弁を終わります。

○16番（東馬場 弘君） 順を追っていききたいと思います。

まず、この市来原地区なんですけれども、私は議員の皆さんにもですね、この地域の現状を知ってもらいたいと思いまして質問をいたしましたわけですが、この地区は大体46世帯80人ちょっとの集落だというふうに思っておるんですけれども、毎年ですね、井戸の水が枯れてですね、ことしも雨が降らずにですね、年のはじめに降らずに水がめである井戸にですね、水量が少なく生活していくのに大変難儀されたというふうに聞いております。水はやっぱり人間生活をしていく上ではなくてはならないのは当然でありますけれども、ここは人間だけではなくてですね、この地域は畜産も盛んでありまして、そこでお伺いしたんですが、当局としてですね、この地区の方々がですね、水の確保に非常にこう難儀された。数ヶ月間ですね。その体制をですね、どのように把握されているか、まずここからお伺いしたいです。

○農林水産部長（屋所克郎君） お答えいたします。

今、議員のほうも把握されているようでございますが、今ありましたように、ことしの初め2月、3月は非常に雨が少なくですね、4月に入りましてこの集落水路の井戸が枯渇をしまして、4月の6日から5月の30日までの間で39日間にわたってですね、地元の方々が水を集落のほうに運んでおられます。水道部の給水車を借りられまして、三、四人の体制でですね、多いときには一日10回、平均的に申しますと大体4回ぐらい自分たちで水を運んでおられます。大体往復と水を積んでから、それから配水池にあげるまでの間を大体計算しますと、1工程が1時間をちょっと越えるような工程でございますので、平均的に4回としましても丸半日はかかるというような状況でございまして、自分たちのその仕事をですね、犠牲にしながらといいますか、しながら班にあたった日にはですね、その三、四名の班の中でそういうことをされたということでございまして、運搬回数で申しますと146回この39日間のうちにこういう作業をされているようでございます。そういうことで、この約2カ月間にはこんなに苦労されたということは承知しております。

○16番（東馬場 弘君） 詳しく説明されて、私も大体その数字はですね、把握しております。そこですね、ここはまだ集落給水施設という施設ということでまだ営農は入っていないからですね。ですから、所管としてはですね、これは生活環境衛生ですね、ここは所管、今しているはずなんだろうけれども、このような難儀されたらということ、関係者のほうでは把握されていらっしゃるでしょうか。

○市民生活部長（花田寛徳君） 私は今初めて知りました。

○16番（東馬場 弘君） やっぱし横の連絡も大事だと思います。これはまだ営農で事業をまだしておりませんので、送水管を今つくっていますけれども、まだ今のところは環境衛生があそこはかん水ではなっていないと思いますけれども、確か環境衛生だと思いますので、そういった意味では目を配っていただきたいというふうに思います。でもですね、事業がほ場整備の一環でですね、農政の一応所管というんですかね、なってですね、工事が進められているようですが、送水管及び送水ポンプの施設等に設備を要すると。進捗率は41%ということなんですけれども、この送水管は大体わかるんですけれども、今、送水管の進捗率が41%ですね、もう送水ポンプはどの辺につくられる予定ですかね。で、費用はどれぐらいかかるんですか。

○農林水産部長（屋所克郎君） お答えいたします。

これはですね、簡易水道からの配水管を利用しまして市来原集落に水を持っていくということでございますが、自然流下で上がれるところまでは自然流下でもってきて、そこにポンプ槽、配送水ポンプ施設をつくりまして、それから集落へあげるということでございます。約高低差で申しますとその送水ポンプの施設から集落まで約110mほどございますので、そういうことで上げるっていうことでございまして、送水施設関係がですね、約5,200万円ほどかかります。

以上でございます。

○16番（東馬場 弘君） 全体の事業費が約2億500万円と。ほんで平成24年度以降の事業費は約1億2,100万円と。今まで8,400万円ほど費やされておりますけれども、この見通しですね、いつごろになるのか。ほんで一応めどがたったということみたいですが、その辺のちょっと見通しをちょっと教えてください。

○農林水産部長（屋所克郎君） 市長の答弁の中でありますのはですね、県の事業の中で送水施設を完了といいますか、送水施設の一部をつくりますと、あと既設の集落水道のポンプのところまでもってくるということでございまして、その分を今回の補正で市の単独の中で若干補正に上げさせていただいて、その工事をしますと今の集落の施設につないで給水ができると。緊急時には給水ができるということでございます。それで、全体的なこの県営事業の終了といいますか、この水道に関しましては、今聞いているところでは平成26年度には何とかなるのではないかという話を聞いておりますが、答弁の中にもありますように、農業農村整備事業の予算が非常に縮減されておりますので、その予算のつき方次第では若干延びると思いますが、今の予定では平成26年度がこの県営事業の事業が終了するということは県から聞いております。

○16番（東馬場 弘君） ということは、この答弁書にも書いてありますけれども、市としてもこの事業でできない部分を整備しということは、今回の補正で一応上げると。ほいで今年度中には一応給水ちいうのかな、水がめが枯れてもこっちで対応できますよという、そういった本格的なやつじゃなくて一応先々それも使うけれども、とりあえずはそれで水が枯れないようなことをしますよという、の事業で今年度のその補正予算はそれでいいんですかね。

○農林水産部長（屋所克郎君） 今、議員仰せのとおりのことですね、緊急的な場合においては給水ができるような設備は今年度中にはできるということだと思います。

○16番（東馬場 弘君） 地元の方がですね、私もことしになって3回ぐらい地元に行ってですね、いろんな人の話を聞いたらですね、もう前半は怒られました。本当にいけんなつかというふうに言われましたので、ほで、今回なんとか、6月に取り上げようと思ったんですけども、私の準備不足で今回になったんですけど、まあ方向性が見えたということでですね、地元の皆さんにも多分もう知っていらっしゃると思うかもわかりませんが、皆さんにですねわかっていたきたいと思ひまして、ちょっと取り上げました。どうかひとつよろしく、これはあと今年度の3月までにはできると思ひますので期待したいと思ひます。

次に、公用車の問題についていきます。

いっぱいちょっと項目をつくってきたんですけども、どこをどうして質問して……。

まず、当初予算ですね、公用車リース料が67万6,000円と組んであるですね、当初で。これは何台分、まあ4台分ちいうから4台分なんでしょうけれども、ああ違うかな、これ違うですね。何台分なのかですね、市長公用車も含むのか。その含むとしたらですね、幾らなのか。まずここからお願いしたいと思います。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 公用車のリース代につきましては、総数で始良本庁舎でバス等も含めてですが32台、それから……加治木で2台、あと蒲生・加治木総合支所で2台、蒲生総合支所で1台という形になっています。

以上です。

○16番（東馬場 弘君） ちいうことは、これは市長公用車は入っていないんですね。今言われなかった。また、ただ台数だけを言われたんですけども。あったらまたあとで教えてください。

その他にですね、集中管理事業費としましてですね896万7,000円と、これも当初ですけども。これ車検代だと思うんですが、と考えていいのかですね。あと燃料費——ガソリン代ですね、これが大体年間使用量総額が大体幾らになるのかですね。まあ、軽減に努められて、ガソリン代とかですね、そういった経費の軽減に努められておられると思うんですが、それとですね、軽自動車、まあ普通車もあると思いますが燃費の平均値がわかればそれを教えていただきたい。一応それをお願いします。わかっていればいいです。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 最初の答弁で漏れておりました、その市長公用車ですがリースに入っております。それからあと平均的なリットルにつきましては、燃費等につきましては計算はいたしておりません。

以上でございます。

○16番（東馬場 弘君） この市長公用車のリース代は幾らなのかですね、またあとで、答弁のとき教えてください。

いろいろ低公害車とかいろいろあるんですけども、この279台ということなんですけれども、全部ですね。燃費基準を達成している車両というのはどのようになっているかですね。これ質問しても多分答えられないですね、燃費平均を出してないですからね。また出してあとで教えてください。

次に、この保険料ですけども552万7,000円。これは始良本所の分だけなのかですね。加治木は13万2,000円とか、蒲生が14万9,000円とありますけれども、それでいいのかお願いします。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○16番（東馬場 弘君） じゃあ次にいきまして、ちょっと、安全関係についてちょっと質問しますが、安全運転管理者のその管理者はどなたかですね。それとあと副安全運転管理者はどなたか。これをお知らせください。

○総務部長（谷山昭平君） 安全運転管理者は総務部長であります。副につきましては財政課の課長補佐が務めております。

○16番（東馬場 弘君） 財政課の課長補佐が務めていらっしゃるということは一人ですよ。いわゆる支所にありますけれども、いろんな連絡をとるにどうやって連絡をとるのでしょうか。もしあった場合ですね。管理は行き届くのでしょうか。どうでしょうか。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） 副管理者は危機管理室長も副になっております。以上でございます。

○16番（東馬場 弘君） ちゃんとそのように答えてください、ちゃんと。
事故防止に向けてですね、この一層の交通安全対策に対する取り組みっていうのももちろん大事だと思いますけれども、その取り組みはどのようにされていますか。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。
春・秋全国交通安全週間がございます。そういうときにメールで各職員に交通事故の防止の徹底とかそういうことで周知をしているところでございます。

○16番（東馬場 弘君） となりますとですね、各担当課なりですね、部署においてある車はですね、維持とか管理とか整備点検、まあ、ちょっとは点検ですね。まあ運転日報なんかもあると思いますけれども、こういった月に一回とか半年に一回とかいうふうに取りまとめって、そういうのはされていますでしょうか。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 公用車につきましては毎月月はじめに、日誌は毎日乗るたびにつけるようになっておりますし、月はじめに各公用車は点検をするようにしております。
以上です。

○16番（東馬場 弘君） そこでですね、答弁で集中管理車は本庁が12台、蒲生支所が8台、加治木が13台となっておりますけれども、古いですね、この車は。10年以上の車はですね、蒲生は8台ですから、10年以上は4台あるんです。始良のほうでですね、12台中7台が10年以上、58%、加治木は13台一応集中管理車がいるんですけれども11台、85%。非常に古い車に乗っていらっしゃるなと思っているんですけれども、一番古いのがですね、集中管理車ではですね20年とかですね、21年、これ全部加治木ですね。20年が3台あります。始良のほうにですね、トヨタのハイエース1台21年がありますけれども、こういった古いのをですね、職員に乗らすというのが非常にこう、私は大丈夫なんかと思っているんですけれども、こういった経年数の長い車のですね、買い替えなくちゃいけないと思いますけれども、こういった買い替えの基準ですね、先ほどもありましたけれども答弁に。基準はどのように定めていらっしゃるのでしょうか。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） ただいま議員のご指摘もありましたように、規則的な基準というものは、買い替えの基準というのは持っておりません。ただ、今新市になりまして3町分の車を合併にあわせて配属をし、配車し利用しているわけです。その中でどうしても古い車というのがございましたので、今後は古いものにつきましてはルールを定めて廃車していきたいというふうに考えております。

以上です。

○16番（東馬場 弘君） 早急にですね、そういった対策をとっていただきたいと思います。

ところでですね、職員がよく車で出張とかされますけれども、まあ、公務に使うんですね。よく先ほどから言っていますけれども、古い車両なんですよ、経年数の長い車ですね。私も聞いた話で、途中でとまったりですね、とまりかけたという車に乗っていらっしゃると。非常に怖いと。これ、事故でも出たら本当に大変なことなんですけれども、こういうことにならないためにですね、もう自家用車で公務についている職員もいらっしゃるというふうに聞いているんですけれども、これ、把握していらっしゃるのでしょうか。またそれも、もし事故になった場合ですね、補償はどうなるのかですね。こういったところをですね、もうちょっとどうなっているのか聞きたいと思ひまして質問します。

○総務部長（谷山昭平君） お答えいたします。

職員の出張につきましては、公用車を使用するか公共交通機関を使用するように指導しております。また、自家用車を使用した場合とかそういう調査はいたしておりません。

○16番（東馬場 弘君） まあ、何かのきっかけで調査でもしてください。いわゆる車は古いものだから自分の車で行ったほうが安全ということなんですよね。ということはですね、答弁にありますけれども、集中管理車は予約を入れてから使用するためとかあるんですけれども、この予約もですね、いい車はもう特定の人が予約していると。だから乗ろうと思っても乗れないという事態もあるみたいなんですけれども、そういったことは把握していらっしゃいますか。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 集中管理車につきましては、議員ご指摘のとおり、どうしても乗りやすい車というのがございまして、特に軽とかが市内を走る場合は便利ですので利用状況的には高いかと思っております。

以上です。

○16番（東馬場 弘君） 今度ですね、稼働状況についてちょっと聞いてみたいと思いますけれども、公用車の適正配置を進めるにあたってですね、やっぱり稼働状況等を調べなくちゃいけないと思いますけれども、いろんな面でですね。買い替えるなりですね。そういうことでまずですね、稼働率。いわゆる稼働率ですね。朝と279台ですけれども職員が全部で630人ぐらいいるんでしょうかね。車の充足率。わかっていれば教えてください。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 公団のほうの総数に対しての充足率的なものは計算はいたしておりません。本庁舎は始良庁舎におきまして財政課で把握しております12台の集中管理車につま

しては、先ほど答弁申し上げましたように88.8%、およそ90%が出勤日数による利用状況でございます。

以上です。

○16番（東馬場 弘君） 今後、公用車を買替えるんですかね。その基準として先ほどもありましたけれども、これにですね、最近はグリーン購入というのがあるらしいですね。いわゆる環境の負荷を軽減すると。こういったものを当然含んでですね、財政負担の軽減とか低燃費、低公害、そういったですね、あとそういったのを含めて購入を検討すべきじゃないかと思えますけれど、そういった方向でされるんですね。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） グリーン購入につきましては、グリーン購入法とかという法がありまして、低公害、そういうものの推進ということで定めがございます。ただ、先ほど来議員のご指摘、また現在の公用車のありようをみますと、どうしても軽自動車といいましょうか、小回りのきくものを早めに古いものと更新していくというのがどうしても優先している喫緊の課題ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○16番（東馬場 弘君） 普通乗用車よっかですね、もう軽のほうがですね、本当にこう利便性もいいいので軽のほうがいいと思います。そこでですね、私も蒲生に行ったり加治木にこう行ったりするんですけど、よく公用車とすれ違うんですけど、今の公用車やったのかなという感じでですね、気づくときあれっと思うときがあるんですけども、例えば後ろのほうに始良市と書いてありますけれども、やっぱしですね、表示をもうちょっとこう見てですね、始良市の車だと。公用車の、だからマーク、市のマークをつけるなりですね、横にも始良市と書くなりですね、そういった方向でやっぱりこう表示をわかりやすくしていただけないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 多分最近のリース車等については、今、議員のおっしゃったようについていない、文字が入っていないかったりしている可能性がございますので、早急にマグネットとかでまずはできる分からやらせていただきたいと思います。

以上です。

○16番（東馬場 弘君） それとですね、いろんな車両があるんですけども、この始良市にですね、災害発生——まあ、最近ちょっと災害があちこちであるんですが——災害発生時のですね、支援車、支援する車両をですね、ジープなり。これないんじゃないかと思えますけれども。あれば何台あるか教えてください。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

災害時に使用できる、そういう特殊な車両は今、持ち合わせていないところでございます。

○16番（東馬場 弘君） これは市長にも聞きたいんですけども、災害だけじゃなくてですね、い

ろんな例えば緊急自動車でもそうでしょうけれども、消防車とは違うですね、普段でも使えるですね、例えば、私、産業文教で農政関係にもいるんですけれども、中山間地域ですね、パトロールとかいった場合にこの車をする場合に、職員は乗用車で行くわけですよ。そうすると四輪駆動とかであればいいんでしょうけれども、非常にこう難儀しているということも考えられてですね、こういった自動車も必要ではないかと思うんですけれども、市長、いかがお考えですか。

○市長（笹山義弘君） 本市も合併して1年半経過しましたがけれども、そういう中で車両等のこの機材の効率的な運用ということについては一方では図らなければならないというふうに考えます。したがって、人員の配置もそうですけれども、適材適所的な配置というのにも必要というふうに思います。その辺は今後しっかり精査してみたいと思います。

○16番（東馬場 弘君） ぜひそのようにですね、やっぱりその適材適所、いわゆる全然にかつかないようなですね、場所にこう車を持っていったらいいんじゃないかというふうに思われますので、やっぱりそういう支援とかいろんなそれらにあったですね、車があったほうがいいのかというふうに思いますので、よろしく取り計らいのほど。

それでですね、今度はですね、ちょっと市長にも聞きたいんですが、市長公用車、今クラウンですけども、リッターどれぐらいかご存じでしょうか。走るか。

○市長（笹山義弘君） 知りません。

○16番（東馬場 弘君） いろんなですね、ネットでいろんなこう文献をひいてみてもですね、市長の車、いわゆる黒塗りのクラウンということですね、行政のトップとなりますと黒塗りの高級車ですね、一般的であるんですが、やはり市長とかにこうなるとクラウンとかに乗りたいたいんでしょうかね。でもですね、これは威厳の証でもあるわけなんですけれども、市民はですね、今そのような目線ではですね、見ていないんじゃないかなと思うんですね。まあ、厳しい財政事業の中ですね、やっぱり市民目線を意識してですね、脱黒塗りという動きも出てきているようでございます。ちなみに名古屋市長の河村さんは軽に替えられたそうですけれども、それはちょっとパフォーマンスもあるのかなと思いますけれども、私はですね、この自治体の首長さんが乗られる車はですね、今、ワンボックスカーですね、いわゆる数名乗れる、移動するにも、例えば市長が行く、行政のその係の同じ目的地へ行く場合ですね、2台、3台連ねて行くよりも一つの車に三、四人、四、五人乗ってそこの中でレクチャーしながら現地に向かうという方法もあるわけですので、このクラウンをやめてですね、ワンボックスカーに替えるとかいう考えはないか聞きます。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

この市長車両につきましては合併協議の中で導入ということが決めておったようで、予算化もされて就任時にはもう購入の方向が出ておったわけであります。公人として動くことでございますが、考え方ですけどもいろんな公用で各地に出向きますけれども、やはり一方では受け入れ側、それからいろいろな体制したときに公用車であるということがむしろわかったほうがセキュリティーの問題とかいろんな問題でそのほうがすぐれるということもあらうと思いますので、その辺の車両の運用の仕

方ということについては今後検討してまいりたいというふうに思います。

○16番（東馬場 弘君） 市長公用車ということですので、誰か職員で、誰か乗られた方いらっしゃるんですか。副市長乗られましたか。

○副市長（西 慎一郎君） 同乗したことがございます。

○16番（東馬場 弘君） ということは単独で乗られたことはあまりないということですね。それだけやっぱり市長が専属で乗っているということは、無駄とは言いませんけども、もうちょっと財政やいろんなことをトータル的に考えれば、私はワンボックスカー、いわゆるリースで多分されていると思いますので、これをかえていくと。市長、これは本当にイメージがアップしますよ。どうでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 車両の運行のあり方ということにつきましては、旧行政で使っておりましたそれぞれの公用車については有効活用をさせていただいているところでございます。今後の市長車両についてどうかということについては、今後検討してまいりたいというふうに思います。

○16番（東馬場 弘君） それと専属の運転手の方がいらっしゃいますが、予算書を見てみると200万円なんですよ、当初。実際要りますか。秘書課の職員がその業務内容は見てすると。加治木ではそういうような感じでやっていましたけども、始良、蒲生はちょっとわかりませんが。私はそのほうがいいと思いますよ。それとタクシーもやっぱり有効利用してほしいと、タクシーも。その点はどうか。

○市長（笹山義弘君） 車両の運転手のあり方ということでご指摘いただきましたが、公人でありますので、事故があつては業務に支障が出ますので、そういう意味で私の身を守るという、運転だけではなくていろんな場面に出くわしますので、その観点から警察OBの方をお願いしているところでございます。

また車両の運行のあり方等についても、できるだけ少ない費用で効率を上げるために、その辺職員の代替運転もさせておりますし、タクシーの活用ということもしております。それでその辺は総合的に判断してケース・バイ・ケースで臨んでいるところでございます。

○16番（東馬場 弘君） もうちょっとお伺いしますが、市長は自宅からここに通われるときは自家用車で来られたことがありますか。ほとんど公用車ですか。

○市長（笹山義弘君） ほとんど公用車、通勤はそういうふうに努めております。

○16番（東馬場 弘君） ということは専属の運転手はやっぱ要るということでよろしいですね。これは来年度予算を今度11月、12月を来年の予算を当局は検討されますけども、私は今度議会の地域の方に広報を出さないかんのですから、結局ほんならこれも載せたいと思いますけども。別に脅すわけ

じゃないんですが、専属の運転手は当然要るというふうに受け取ってよろしいですね。

○市長（笹山義弘君） 今後ともそのようにお願いしたいと思います。

○16番（東馬場 弘君） 公用車はほかにもありましたけども。最後に、市道整備の関係についてちょっと、二、三点ですからお伺いしたいと思いますので。

この中野線、交通量の多いんですけども、測量が終わったということですけども、事業費は大体幾らぐらい見込んでおられるかですね。それとあとできるだけ早い時期に工事の着手とありますけども、この着工時期の方向ですね、めどですね。それと工事に入った場合の工期はどれぐらい見てられるか、3点お願いします。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

事業費につきましては、市長が先ほど申しましたように240m程度ございますので、大体用地費も含めまして7,800万円で、これは概算でございます。実際、全部数量から拾い上げて積算してみなければ実際の金額はわかりませんが、大体7,800万円程度です。

それから年数につきましては、まだちょっと用地補償等がございますので、その進捗次第で先ほど市長の答弁で申しましたように、できるだけ早い時期に進めたいというようなことでございます。

工期につきましては、まだ大体その年度の金額によって工期が大体決まっていますので、いつからいつまでというのはまだ実際わかっておりません。

以上でございます。

○16番（東馬場 弘君） 次に、岩原から海浜通り線までの新設の関係なんですけども、ここはなぜこのような新設道路について質問しましたかといいますと、加音ホールですね、加音ホールでよくイベントが行われるんですよ。あそこは大体満席で800人ちょっと入るんですけども、車で市内市外から来られる方がおられて、さあ、いろんなイベントが終わったとなったとき、一斉にあそこから車が出ていくわけですね。自転車の方もいらっしゃいますけど、車が行きます。となった場合に、そのはけ口って言葉が悪いですけど、出るところですね。大きな道路っていうのが何カ所あるの、2カ所しかないですよ、たしか。いわゆるソレイユタウンのところとあと記念病院のところとですよ。そのあたりが非常に渋滞します。そういうことも考えて、もう1本、ここ道路をつくるべきじゃないかというふうに思ったんですが、あの道路が直線でいくと非常にいいんじゃないかと思うんですけども、その考えはどうでしょうかね。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。

この地域につきましては、もう議員ご承知のとおりで、加治木大通り線と岩原線との交差点部分でございます。まだ海浜通り線ですかね——と結ぶ都市計画道路として考えております。現在、海浜通り線と岩原西通り線が交差をいたしておりますけども、今後はこの岩原西通り線並びに加音ホールの、今議員仰せのとおり、前の渋滞を非常に緩和する道路でもあると我々も考えております。先ほども市長のほうからご説明がございましたように、計画決定されるかどうかはまだ決定ではございませんけども、今後都市計画マスタープランでも審議されるものと考えております。

今現在、岩原須崎地域の都市の発展、それと工業地域でもございます。行く行くは須崎地域の産業の発展、そういったものを勘案しますと、どうしてもこの都市施設道路、いわゆる街路が必要じゃなかろうかというふうにも考えております。

以上です。

○16番（東馬場 弘君） 非常に前向きな答えいただきましたけども、いわゆる霧島市を見てもと、隼人から国分に行く、いわゆる霧島市内の国分市内の通りなんかは非常に整備されて、日当山地区関係もそうですけど非常に整備されて、あれもひとつの区画整理で、もう約30年ぐらいたっていると思いますので、やはり計画を持って、10年、20年、30年のやり方でいかないと、とてもじゃないけどもこの区画整理というのはできないと思いますので、次長の言われたとおり、その方向でしていただきたいというふうに思いますけども、ここにやっぱり言われた基本計画、測量実施というふうにぜひ載せていただきたいというふうに思います。

そこでもう最後にしますけども、市長へちょっと聞きたいんですが。前回私は港を含めた港町地区の開発等について質問しましたけども、加治木地区もまだまだ手をつけなければならない箇所がたくさんあるわけですが、財政面、もちろんあります。今回は加音ホール近隣の開発ということで、岩原交差点から南の新設道路、街路計画に乗せていただくというふうに調査測量、もう入るとかそういった方向でこの開発に市長の手腕を発揮していただきたいというふうに思うんですが、最後に市長の答弁を求めて終わります。

○市長（笹山義弘君） 始良市は合併2年目を迎えているわけですが、そういう中で、市としてどのようにまちづくりを整備していくかということは、全体としての計画、そして選択と集中といいますか、そういう部分が必要になってこようというふうに思います。今後そういう総合計画、そして都市計画マスタープラン等でも、その辺はいろいろと協議されるというふうに思いますので、そういうことを総合的に判断しながら整備をし、図っていききたいというふうに思います。

○議長（兼田勝久君） これで東馬場弘議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。10分間といたします。

（午後2時01分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後2時10分開議）

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。次に、18番、玉利道満議員の発言を許します。玉利議員。

○18番（玉利道満君） 登壇

私は、市長が目指す暮らしやすいまち、その大きな柱としての安心の部分に関することと、地方自治法の一部を改正する法律に関連して、現在策定中の総合計画にかかる問題について質問をいたします。

市長は施政方針の中で、「ひとり暮らしの高齢者の緊急時に対応するため新しい緊急通報システム

をスタートさせる」、このようにされました。第1回定例会の一般質問において、概要については答弁をいただきましたが、その後の進捗状況を伺いたい。

またいわゆる限界集落の安心安全な生活環境の構築の観点から、未給水地域への対応について伺います。

まず緊急通報システムについて、次の5点について伺います。

- 1点、新システム移行への進捗状況と移行に当たっての課題は何か。
- 2点、システムの導入経費、利用料の負担をどのように考えているか。
- 3点、システムの利用内容はどのようなものか、市民にどのように説明していくのか。
- 4点、委託事業であるが、市からの支援、指導はどのようになされるのか。
- 5点、安心な生活を支える有効な施策であるが、今後どのように推進していく考えか。

次に、未給水地域への対応について伺います。

- 1、市内における未給水地域の実態調査はどのようになされているのか。
- 2点、限界集落のライフラインの問題であるが、どの部署で対応していくのか。

総合計画に関連して伺います。去る5月2日に地方自治法の一部を改正する法律の公布がなされ、8月1日から施行されました。私は22年第3回定例会において、このことについて市長の見解を求めましたが、交付されたことに伴い、改めて市長に伺います。

1点、市町村の基本構想に関する規定を削除することとされたことについてどのように対処するのか。

2点、今までの市長答弁との整合性はどのように考えられているのか。

以上であります。あとは質問席から質問をいたします。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

玉利議員のご質問にお答えいたします。

1問目の安心で安全な生活環境の整備についての1点目の緊急通報システムについての1番目のご質問にお答えいたします。

新システム移行への進捗状況につきましては、旧システムの利用者240人の移行作業を順次実施しており、現在約7割の移行が終了し、9月末までにすべての移行作業が終了する見込みであります。

課題としましては、利用者がひとり暮らしの高齢者・障がい者のため、説明に要する時間がかかる事例も多くありますが、市外に住む子どもさんや親族の方などに詳しく説明することで理解していただいているところであります。

2番目と3番目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

新システムでは24時間365日、経験豊富な保健師、看護師等が対応し、消防署、医療機関、協力者や親族への連絡が迅速かつ適切に行われるようになります。また身近な協力者が得られない場合でも、受託事業者が契約する警備会社の職員が対応することになっております。

次にシステムの導入経費につきましては、ひと月当たり旧機種で1,880円、新機種で2,625円で契約しており、総費用で796万円を見込んでいるところであります。また受益者負担の原則から、利用者に所得に応じて月500円から1,500円を負担していただくこととなりますが、これにより遠慮なくいつでも緊急ボタンや相談ボタンを押していただけるようになります。また通話料金もフリーダイヤルのため発生いたしません。

さらに利用者との信頼関係を築くため、最低でも月に一度はコールセンターから安否確認を兼ねて連絡を行いますので、悩み事や相談、あるいは現在の状況など何でも話していただきたいと考えております。

市民への制度の説明につきましては、市報やホームページでの広報を行うほか、地域包括支援センターや民生委員・在宅福祉アドバイザーを通じて直接市民へ啓発してまいります。

4 番目のご質問についてお答えいたします。

受託業者につきましては、6 月に委託業者選定委員会を行い、周南マリコム株式会社に決定し、現在移行作業を実施しているところであります。

利用者のほとんどがひとり暮らしの高齢者ですので、市職員が同行し、業者には市発行の身分証明書を提示させて利用者の不安感を取り除き、親切・丁寧に対応するよう指導しております。

またこのシステムは委託事業で実施していきますが、業者任せにすることはなく、高齢者の状況等については情報を共有し、心身の状態に変化が見受けられれば、利用者宅を職員が訪問する体制を整えてまいります。

5 番目のご質問についてお答えいたします。

今後高齢化の進展に伴う認知症高齢者や、高齢者のみの世帯が増加する中で、特に夜間を中心に日常生活に不安を抱える方々に対して、安全で安心な生活環境の確保の観点からも、この新緊急通報システムを市内全域に広げていきたいと考えております。

2 点目の 1 番目のご質問についてお答えいたします。

現在、市内における未給水地域の実態については、合併時の資料によりますと、水道が布設されていない未普及地域が 8 地区で 281 戸、地元で水道施設を管理している地域が 13 地区で 214 戸あるようであります。未普及地域においては、十分な水量があり水質も良好である井戸及び共同の水源を擁している地域もありますが、ほとんどが水量不足より渇水期には水源までポリタンクを持参して水を運ぶことがあるとお聞きしております。

上水道の給水区域へはほぼ全戸への給水が完了しておりますが、給水区域から遠く離れ、また給水戸数の少ない地域への給水は、施設整備等に相当な経費を擁する地域もあります。また簡易水道においても同様な地域もあります。現在検討中の水道の統合計画において、統合する給水区域に近い未普及地域への給水については、補助事業導入なども検討してまいります。

2 番目のご質問についてお答えいたします。

限界集落のライフラインはどの部署で対応するのかというご質問であります。ライフラインの種類により異なると考えます。市民の生活に必要なライフラインのうち、水道供給施設につきましては水道事業部、交通施設の市道は建設部、情報施設は企画部、防災関係は総務部の対応となっております。

次に 2 問目の総合計画についての 1 点目のご質問にお答えいたします。

今回の地方自治法の一部改正に伴い、市町村の基本構想の策定義務が廃止されたため、市として基本構想を策定するか否かは市が判断することとなりました。昨年度当初からこの地方自治法の一部改正の議論はありましたが、昨年からは良市総合計画の策定に向けて住民意識調査や行政座談会、まちづくり 50 人委員会や審議会を開催し、良市としての第 1 次総合計画の策定を進めてまいりました。地方自治法上の基本構想の策定義務はなくなりましたが、市のまちづくりの方向性を示し、市民と議会、行政が一体となった暮らしやすいまちづくりを進めていくためには、地方自治法で規定されてい

た議会による基本構想の議決要件についても規定することが必要であると考え、総合計画策定条例の制定を本議会に提案いたしております。

2 点目のご質問についてお答えいたします。

さきの12月議会の議員の一般質問に対して、総合計画の策定について答弁をいたしておりますが、私の答弁のもとになっております総合計画策定のあり方は、あくまでも地方自治法の一部改正前の市町村が基本構想を策定し、議会の議決を得るとの認識によるものであつて、このことを今回提案いたしました総合計画策定条例の中にも盛り込んでいるところであります。さきの議会での「総合計画は審議の対象となる」という答弁は、地方自治法の一部改正前の議会による基本構想の議決を意味するものであり、同時に、これまでどおり基本構想を具現化するものである基本計画も同時に議会にお示しすることを念頭に置いたものであります。

以上で、答弁を終わります。

○18 番（玉利道満君） ただいま市長から丁寧な答弁をいただきました。

まず1 問目は、暮らしやすいまちづくりというのを標榜しておりますが、暮らしやすいということをはかるひとつの物差しとして、安心安全の問題は大きな役割を果たすものだろうと、こういうふうを考えております。

特に、中山間地域、高齢独居等の暮らしにおいては、安心というのは非常に大切なことでございます。そういう意味で、ほかにもいろいろ具体的な施策はありますけれども、この身近な喫緊の課題としての緊急通報システムの設置と充実というのは、これは非常に市民の安心にとって大きな支えになると、こういうふうと考えております。

そういう意味においては、この総合計画にも主要施策として24時間体制での緊急通報等体制整備事業として位置づけられておりますので、非常に始良町のひとり暮らし、あるいは高齢者にとってこのシステムが充実するということは喜ばしいことだと、こういうふうに今評価しております。また期待をしているところでもございます。

そこでひとつ伺いいたしますが、今の答弁でほとんど緊急通報装置の問題については網羅されていると考えておりますが、特にこれは委託事業にありますね。委託事業になると通常は委託業者に任せて、そして行政はあまり関知しないということになってしまいますけれども、この緊急装置システムというのはプライバシーにかかる部分も非常にふえてくるということで、市の行政として、この運用に当たって情報提供というのをかなりなされるはずですけども、そこあたりはどのような対応がなされるのか、まず1 点伺いしたいと思います。

以上です。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

今回これは委託事業ということで実施しているわけですが、答弁でも申し上げましたように、行政とのかかわりが非常に深い事業でございます。当然この個人情報の管理という観点から申しますと、その方の生活情報、身体状況等ございますので、プライバシーという点から申し上げますと、最も重要な部分でございまして、私どももこの委託業者を決めるについての条件としまして、この個人情報はどうなっているかというところが大きな観点でございましたが、この事業者の場合は日本工業規格の適合の個人情報保護マネジメントシステムで運用されているということ、それから外部ネット

ワークとの接続がされていないということなんかがわかっております。当然このセンターの本部のほうには、人の出入り等については24時間監視カメラがあって、例えば視察に行ってもなかなか中は一般の人は入れないというような体制にもできているようでございますし、市としましては契約書の中にこの個人情報の安全管理についての条項も規定しておりますので、情報提供もこちらのほうからしていくわけでございますけれども、常にこの個人情報管理には万全を期すように指導していきたいと考えております。

以上です。

○18番（玉利道満君） 答弁によると、業者の選定委員会があって、周南マリコム株式会社というのが決定したと、こういうふうになっておりますが、これは隣接の霧島市も同じようなシステムをつかって、同じような業者が受けているというように理解しておりますけれども。隣接市では、緊急情報提供システムというのが構築されつつあるわけですね。あらゆるところから情報をとって、一つの情報のシステムを完備していると。それにも、いわゆるこの委託業者の入ったり消防署も入ったり、全部入っているわけですね。非常に完璧な情報網をつくっているわけです。

始良市として、いわゆる隣接市がやっているようなこの緊急情報提供システムというものを準備するのか、あるいはどこに問題点があるのか、そこあたりをお伺いいたします。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

霧島市が緊急時情報提供システムということで、これは南日本新聞等でも出たところでございますが。本市としましては、一般質問等でもいただいておりますけれども、緊急時の安全対策としましては、危機管理室のほうでこの9月から消防署の緊急出動時に本人の医療情報等を冷蔵庫に保管しておく「始救あんしんキット」ということで申請受け付けを始めたところでございます。今霧島市のシステムはこのキットといいますか、中に入れる情報をデータとして、その家になくて、データとして保管して行うというシステムであろうかと思えます。ですから、今この緊急通報システムもそこにつながりますし、包括の情報もつながりますし、さまざまな行政が持っている情報がそこに集積されるというシステムでございまして、恐らく全国でも珍しいというか、初めてのシステムであろうと思えます。

ただ、現段階考えられますのが、データというのは日々変動するわけでございますので、例えば家であるデータであればすぐ病院をかえたとか、書きかえることもできますけれども、そういう日々のデータの管理、それから更新、それからいろんな情報もつなぐことによるセキュリティーの問題などが想定されますので、霧島市さんがされる事業については今後のこの事業市の状況等も見ていきたいと現段階では考えております。

○18番（玉利道満君） この情報を集めるシステム化するというのは非常にいいことなんですけれども、この前の、私は霧島へ行って聞いたところの感想でございましてけれども、情報は非常によく集まっていますね。集まるようなシステムになっています。しかし、それをにだれが管理するのか、そしてそれをどういうふうに利用するのかというところが非常にぼけておったわけです。

ですから、今後始良市がそういうものをつくる場合に情報をもつごく一元化して集めるんだけど、その情報をどういうふうにして使っていくのかという管理の方法をどう考えておられるのかということをお伺いしたわけですが、今のところでは研究をされる段階ということですので、これは

今後の研究を待ちたいと、このように考えております。

それから今後の普及の問題ですけども、今答弁では緊急には対応できますと。それから健康相談等も電話のコールでできますと。それから安否の確認もできますと、この3つはできてますね。あと霧島市に行ったときの情報では生活サポートまでやっているわけですね。始良市のいわゆる緊急通報システムの中に、こういう生活サポート的なものまでも今後考えていかれるのかどうかですね、そこあたりはいかがでしょうか。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

霧島市の委託事業者と始良市も一緒でございます。そういうことから今議員ご指摘いただきました生活サポートにつきましても、現在のところタクシーの手配とか、あるいは病院の予約、電気器具の修理等の取り次ぎとかいうことが主になるのかなと思いますけども、そういった点も暮らしのサポートという部分で取り入れた契約内容にいたしております。

以上です。

○18番（玉利道満君） 最後にいたしますが、今後の普及について、そういう生活サポートまでできたと。そうすると今進んでいるのは、今までの利用者240名の移行作業を順次進めて、もう大体それが終わると。そうすると次の段階に入るわけですね。次の普及の段階に入ります。そうすると、安心安全な生活環境の確保の観点からも、この新緊急通報システムを市内全域に広げていきたいと考えておりますということです。市内全体に広がっていくわけです。そうすると、予算が現在796万円ですね。そうすると、これがどの程度までの範囲で広がっていくのか、高齢者の段階を低くするのか、あるいは希望者を募って条件のある人だけを絞っていくのかというようなことから、市内全域に広げていくためにはいろいろな条件も設定しなきゃならないんでしょうけども、大体予想として、どれぐらい広げようと考えておられるのか、これはアバウトでも結構ですから。あるいは広がる可能性があるのか、その2点をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

大体現在240名の移行作業が終わりつつあるわけで、今後は当然この新規の方々に広げていくということでございます。どれぐらいというのは今のところ予算枠でも膨らんでいくというのは当然現在のこの高齢化社会を考えた場合は想定しておりますが、どれぐらいというのはちょっと数字的には申し上げられませんが、この要綱の中では高齢者のみの世帯、あるいはひとり暮らし、障がい者の方々、その他市長の認めるの方々ということで、本当に必要性のあるの方々には広げていくという姿勢ではいるところでございます。

そういう中で、当然この仕組みとしまして、受益者負担でもいただくわけですから、そういう部分から言いましても、真に必要なの方々には包括支援センターの職員が説明したり、民生委員さん、自治会長さんが制度の説明をしたりして、この人には必要じゃないかというの方々には、おおむね世間一般でそういう状態にあるの方々には広げていって、できるだけ一人でも多くの方が安心安全な気持ちでいられるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○18番（玉利道満君） ぜひ、申請したから調べるというんじゃなくて、そういう必要な方はないかという発掘をされて、そして必要な方にこの通信システムをとってもらおうというふうにぜひしていただきたいと考えております。

次に、未給水地域への対応でございますけども、23年の第1回定例会において、同僚議員が水道事業等の未給水地域への解消対策についてという質問をしておられます。市長の答弁では、「未給水地域は主に中山間地域に点在していると認識しております」と。「給水の必要性については住民の温度差が見られる」。「その実態の分析は行われていない状況です」。主に端折れば3点答弁されているわけです。そして、「今後の取り組みは敷設後の維持運営形態を含めて、未給水地域の解消に向け検討します」と。「さらに、要望いただいた場合には、それぞれに指示し、調査等が必要とすれば、そういう作業に入っていこうというふうに思います」と、こういうふうに述べられております。

そこで次の点にお伺いをいたしますが、地域からの要望は何点出されているのか、そしてそれはどの地域でなのか、2点目は、それぞれの地域でどのような調査がなされたか、この2点についてお伺いいたします。

○水道事業部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

どの地域から相談があるか、何件ぐらいあるかということでございますが、4月に来て私が把握している件数は、具体的には1件でございます。この地域は先ほど市長の答弁の中で8区28カ所の、8戸の未給水地域があると報告されましたが、その中の黒葛野地区の上の山元地区の一部でございます。この地区はちょっと上のほうに行きますと、始良町、旧町時代ですが、成美地区の簡易水道の給水区域でございます。これは平成49年度の変更認可で、山元地区につきましては、一部が簡易水道の給水区域になって事業を実施しておりますが、相談がありましたこの山元地区につきましては、県道より左側の部分で8戸数でございます。私が来まして相談を受けて現地調査に参っております。館長さんのほうとお話はできませんでしたが、住民のご夫婦の方とお話をして実態を調査しております。

2問目のどのような調査を行っているかということでございますが、現地に出向きますと、その家庭の取水状況、井戸かボーリングか管で水を取っているかと取水状況やら、排水のタンクが設置してあるかとか、そういう形の施設の状況を調査しております。

始良市全域につきまして、未給水区域、先ほど申し上げましたが8地区についての全面的な調査は水道事業部で今のところ思っておりません。

以上でございます。

○18番（玉利道満君） 先ほどからの質問等の中にも水道の問題を取り上げてありますけども、既に加治木の中野地区は霧島市との連携で給水ができるという実績もありますね。それから市来原についても今施工中ということで非常に水は大切な問題なんです、始良市になってから着々とそういう未給水地がなくなりつつあるなというような感想を持っておりますが、やっぱり市長が「要望があれば調査をするようになるだろう」という答弁をしておられますけども、要望が今1件あったと。じゃああとの8地区は要望がなければいけないのかということになりますね。だから、私はこの前申し上げたけども、行財政システムの改革ということで申し上げましたけども、やっぱり要望があればする、要望がなければいけないということに今のところなってますね。ですから、市長がこの前言われたように、給水の必要性については住民の温度差が見られると。確かにあるわけですよ。水は未給水地域で

あっても自分の井戸水が豊富であって水に何も不自由しないという人もおるわけです。そういう人たちはそれで生活ができるから構わないわけですね。

しかし、そういう必要性を感じない未給水地域と、しかし本当は欲しいんだけど、集落からぽつんと離れた一軒家だもんだから、まあ言かたも気の毒じゃと、そしてまたいろいろ申し上げても全額抱え込んでやって、これは無理じゃないかというふうに自己判断をしてあきらめている人もおるんじゃないかと、こういうことなんですよ。

ですから、市長は要望があれば調査をするということであって、まだ8カ所あるんだけど調査してないという答弁なんですけれども、やっぱりこの声なき声を拾うというんでしょうか、何も言ってこないんだけど本当は水が足らんのじゃないかということをやっぱり調査をして——できるさんは別としてですよ、調査をして、始良市の中に、同じ始良市の中に住んで、基本的な水の問題で困っているところはないかということはやっぱり調査をしておく必要があるのではないかと。町の姿勢じゃなくて、やっぱりそういう本当に安心して生活ができるかということは、やっぱりこちらから突っ込んでいって調査をする必要があるんじゃないかなと、こういうふうに思います。

そこで、2番目になるんですけども、いわゆる限界集落のライフラインに関する問題なんですけども、きめ細かい実態調査がなされているかという設問をしておりますけども、今のところ恐らくなされていらないのではないかというふうに考えております。

そして、どの部署で担当するんですかということをお尋ねいたしましたけれども、水道施設については水道事業部だと、交通施設は建築部、こういうふうに分けて答弁がなされておりますけれども、私はいわゆる限界集落の対策というのは、やっぱり一括したこの対応が必要だと考えております。どの文書を見ても、いわゆる限界集落の対応については「非常に重要であり、かつ喫緊の課題である」というのはどの文書にもありますよね、今度の総合計画にも恐らく載っております。うたい文句はそれでいいんですけども、じゃあ現実的にどこがどう対応するのかとなるとばらばらに対応がなされていると。そういうばらばらの対応では限界集落を一括活性化する対応にはならんのじゃないかなと思っております。

例えば、じゃあ水道については、水道供給水については水道事業部というように言われますけれども、それじゃ水道事業部で、水道事業部というのは事業課ですから布設をする、あるいはその運営をするのについてはいいんでしょうけども、生活に困っているんじゃないか、どういう対応を打つべきなのか、それに対してどういう事業があるのかということ等については、やっぱり総合的に判断するのは私、企画じゃないかと思ってるんですけどね。

例えば、いわゆる限界集落の集落を維持するためにはどういう手を打つことが必要かと。まず存続するためのライフラインの確保が必要だと。じゃあ水はどうか、電気はどうか、道路はどうかということをやっぱり企画としては考えて、水がないと、そのためにはどういう事業があるかという事業をずっと調べていって、これは農政だと、これは林務だというのがあればそれを割り振っていくというようなことをやらないと、各事業部でばらばらにやっていたんでは、これは縦割り行政の典型になるんじゃないかと。

ぜひそこあたりは、どういうシステムを市長はされるかわかりませんが、総合的な対策を講じるやっぱり限界集落プロジェクトみたいなものをつくって検討される必要があるんじゃないかということを考えております。これは提言でございます。いわゆる限界集落の問題については、きめ細かいやっぱり対策を立てていただきたいと。

そして、今度の総合計画をざっと基本計画を見させていただきましたけれども、総論の中には、構想の中には区割りがございますね、3地区に割ってありますけど。3地区に割ってあるんだけれども、その3地区に対する対応というのは基本計画の中には出てこないんですよ。幸せな暮らしをつくる、8項目に分けて対策がつくってありますけども。その中に全部入ってますよと、いわばそれだけですけどね。しかし、それはやっぱりこの地域はまた抜き出して、この地域はこうです、この地域はこうですというようなやっぱり仕分けをする必要があるんじゃないかなと考えております。せっかくこの地域区分をしたものが生きてこないんじゃないかというのが、これは感想でございます。

そこで総合計画に入りましたので、総合計画についてお尋ねをいたしますけども、22年の3月定例会において、私は市長にこの問題について質問をいたしました。そして答弁もなされております。そして、またこの議会において議案第57号としていわゆる提案がなされております。

まずはじめの問題でございますけれども、地方自治法の一部を改正する法律、これが5月2日に交付された。そして8月1日から施行することになって、このことによって地方分権の推進の立場から義務づけ、枠づけを緩和すると、そういう一環で市町村の基本構想に関する規定が削除された、こういうふうに解説されていますね。義務づけがなくなったわけですよ。だから、もういいのかと思っておりましたら、後で通達のほうに、「しかしなお改正法の施行後も法第96条の1項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であることとの通知があります」と、こう通知が来てますね。だから要は、外したけどまたつくりなさいと、こういうことなんですよ。

そういうことで、市長はこの始良市総合計画条例策定の件として議会の議決を今議会に求めておられます。このことは、この前の市長の答弁で「この総合計画というのは作業としては行政がいろいろな過程を経て示すことになるが、二代表制であるので議会の承認を得るという作業は必ず必要であろう」と、こういうふうに述べられておるわけですね。そういう意味で総合計画をつくりますよということと、議会の議決をお願いしますよということで57号は提案されておりますので、このことについては評価されるべきものと考えております。もし行政のほうで出なければ、これはいわゆる議員の議案提案権ということで提案しようというふうに考えておりましたけども、執行部のほうで出されるということでしたのでこれは遠慮をしております。そういうことで提案されたということは非常にいいことだというふうに考えております。

しかし、2番目の今までの市長答弁との整合性をどのように考えられるかということでございますけれども、これはいろいろ申し上げることもございますけれども、議案の内容については既に総務委員会に付託をされて内容の審査が行われることになりますので、ここでは深くは申し上げないことにいたします。

しかし、この57号を見ますと、私が12月に質問をいたしました意図と若干ずれておることがあるわけです。というのは、総合計画の中のいわゆる基本構想と基本計画、実施計画と、この3本が総合計画になるわけですけども、今回提案されているのは基本構想のみの議決を求めると、こういう内容ですね。

そこで、12月議会のときには、私は念を入れてそこは質問をしておりますけれども、あのときのいわゆる総合計画についての私の考え方は幾つかありましたけれども、まずは1つは、総合計画の計画期間はどうなんですかというのを聞いたときに、前期3年後期4年にするということで7年にしますと、こういうことだったですね。これは従来の総合計画の内容というのは大体10年スパンなんですよ

ね。合併協議会のスパンも10年でしたね。しかし、それをことし変則でしたので、本当は前期4年後期4年とするべきなのを7年としましたということで8年にされたわけです。これは大体4年で区切るというのは、市長の任期、あるいは議員の任期、これは4年ですから、4年ごとに見直していくというのをこれは非常に画期的なことだということで評価をいたしました。

そして、4年ごとにかわるときに市長はいろいろな公約をしたりしますけれども、その公約実現のために前の計画期間が残っておれば、それをいじれないわけですね。だから、4年ごとに切ると、それが自分の公約をここに入れたいというのは変更がきくわけですからそこに入れるということで、非常にこの8年のことを決断されたということはすばらしかったという評価をいたしました。

そういうことで、期間を区切ってよかったということの後に、この中で前期計画、後期計画を含めて総合計画とするならば、これは議決の対象になるかという私は質問をしておりますね。そうすると、答弁として、「この総合計画でありますので、全体を総合計画としてとらえておるわけで、当然審議の対象となろうと思います」と、こういうふうに答弁をしておられます。これは抜粋をしましたけどもね。だから、私は総合計画の構成としての基本構想、基本計画はいわゆる議決事件であるという認識があったと、こういうように思っております。私はそういう意味で質問をしました。

そういうことで、市長はこの答弁では、「従前のいわゆる自治法の規定の基本構想のみを想定しております」という答弁をしておられますけれども、私は議事録の前後、あるいは私が意図したことを考えると、これはかなり、かなりというよりは若干苦しい解釈かなというふうなことも考えております。しかし、これはどうこうということじゃなくて、あとについては総務委員会のほうで十分審議をしていただければ結構じゃないかなと、こういうふう考えております。

私はなぜこの4年間で区切った、そして基本構想、基本計画まで議決案件にしたほうがいいのかという根拠もそのとき申し上げておいたつもりであります。それは4点ありました。一つは、政策の体系が自治体の意思として議決をしてもらえれば決定されるということです。これは市長ひとりの考えじゃありませんよ。基本計画まで議決をしてもらえれば、これはみんなで議決をしたんだから、これは自治体としての一つの意思だと。だからどんどん自信を持ってやりよることが1つですね。

それからこの市長のマニフェスト、マニフェストって今はやっていますが、いろいろ言われます。例えば火葬場とか学校とかいろいろ出ますけれども、これは基本計画の中に入ってるわけですよ。だからこの基本計画を議決してもらえば、それはもうどんどんやれるわけですよ。そうでないと市長が独断で走ったと言われるそしりを免れないかもしれない。例えばいろいろな市町村で独走された市長もおられましたね。そういうことからやはりこの基本計画を議決することによって、市長が主張している、考えていることが正当化されるというのが一つですよ。

それからもう一つは、さっき申し上げましたけども、行政の指示、勝手な考え方のいわゆる政策選択というんですかね、これがセーブされるということが一つですね。それから最後的にはこの総合計画を、あるいは総合いわゆる総論と各論ですね。まあ言や基本計画ですよ。基本計画までを議会でお互いに議論をすることによって、この議会と行政間の合意形成がなされるということから基本計画まで含めて議決案件にしたらどうですかという質問をしております。そこあたりも含めて、ひとつ今後の総務委員会に議論になることだと思いますけれども、これ以上のことは総務委員会とのかかわりあいもありますので終わりますけれども。

要は今度の基本構想、基本計画、大変立派なものいただきましたけれども大変だったと思っております。

以上で終わります。

(午後 3 時03分休憩)

(午後 3 時 13 分開議)

お伺いいたします。

次に、項目2でございます。行財政改革の実施計画について、要旨1、始良市は23年2月15日に行政改革大綱を決定しました。実施計画は23年度上半期までに設定し、可能な限り数値目標も設定することとしております。9月を迎えて実施計画はおおむね整っていると思われるが、進捗状況と公表の時期を示せ。

要旨2、行革に取り組む3つの視点の2番目に、「施策の抜本的見直し」と「財政運営の健全化」が示されております。ここでは、「財政運営の健全化」を特定して質問をいたします。

さきに行われたPFI導入可能性調査業務報告書の説明で、小学校、斎場、消防署の建設は3施設とも従来方式が好ましいと報告されました。合併推進債を活用することで、事業費ベースでは大きな隔たりがないことが理由と述べられました。一方、3事業の同時進行に対する質問に対して、合併推進債の90%を充当し、その充当率の中の40%を交付税措置されると、これの活用と合併算定外期間中の平成26年度までに事業完成を行うことで後年度負担をできるだけ軽減すると、このように述べております。

要旨1、小学校、斎場、消防署の建設に当たって、PFI方式と従来方式の違いを具体的な数字でお示し願いたい。

2つ目が、小学校、斎場、消防署の建設を同時に進行した場合と、小学校と消防署の建設を同時に進行し、斎場建設を5年遅らせた場合のメリットとデメリットの概要を数値でお示し願いたい。

次に、要旨3、改革に取り組む3つの視点の3番目に、「組織・機構の見直しと定員管理の適正化」が示され、改革を進める8つの重点事項の3番目に、「組織・機構の見直し」が示されております。組織・機構の見直しの1番目に、「簡素で効率的な組織・機構の構築」が示されております。特に横断的な組織の連携が重要と考えるが、市長の基本的・具体的な構想をお伺いいたします。

あとは質問席から質問を行います。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

笹井議員のご質問にお答えいたします。

1問目の農業振興策についての1点目のご質問にお答えいたします。

農業は食料の安定供給や国土・自然環境の保全等、国民の生活に重要な役割を果たしております。しかし、近年の農業・農村は、農業従事者の減少や高齢化が原因で地域農業を支える基盤が弱体化しております。

また農産物価格の下落と生産コストの恒常的上昇傾向から離農を余儀なくされる厳しい現実もあります。さらに最近では、福島原発事故による放射能の影響から、良質な農産物を輸入する傾向にあり、国産農産物に大きな影響を及ぼしております。

本市においても例外ではなく、農業を取り巻く環境は依然厳しいものがありますが、現実を見据えた中で「農業者が元気になる」、「農業者の笑顔が見える」農業振興策を考えてまいります。

まず生産基盤については、市の耕地面積の約8割が水田であることから、水田の汎用化による高度利用を推進し、農業経営安定のための環境整備等を推進してまいります。

次に、地域農業を担う人材育成については、集落営農の組織化と育成を推進するとともに、本年度から実施している市独自の「新規就農者支援事業」を有効活用しながら、農業者の確保、育成、認定農業者への誘導等に努めてまいります。

また「始良市認定農業者の会」と連携しながら、市独自の「地域営農活性化事業」を導入し、認定農業者と集落営農組織に特化した事業として経営改善、生産意欲向上に向けた取り組みを実施してまいります。

作物振興については、議員仰せの「始良市担い手育成総合支援協議会」が本年度から「始良市農業再生協議会」として衣がえしましたので、この協議会において関係機関と連携をとりながら、地域に適合した米以外の作物生産に向けた取り組みと、市内で産出されている農産物の一層のPRを行うことで、市民のみならず幅広く「あいらブランド」品として確立していく施策を推進してまいります。

また市内で生産された農産品が市内で消費されることを理想とする「地域内流通」の確立ができるような仕組みづくりを考えているところであります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

生産に加工を加え販売するという、いわゆる農業の6次産業化については、農業経営の新たなスタイルとして、たくさんの成功事例が報告されております。議員仰せのとおり、市内でも法人化した農家が加工を加えた直産の販売所を開設しておりますが、6次産業として成立するには生産・加工・販売のすべてを機能させる必要があることから、現実的には厳しい面もあるようであります。

市としましても、生産・加工・販売とそれぞれの専門分野で活躍されている機関、団体などを結びつけて、広域的に本市の農産物や加工品を販売し、「あいらブランド」品として確立できるよう調査・研究・検討を重ね、支援に努めたいと考えております。

具体的には、現在小山田地区で地元産の大豆を地元農産加工グループに買い取っていただき、それを原料に豆腐、みそを製造して、物産販売所で販売する仕組みづくりに取り組んでおられるところでありますが、ここをモデルケースとして位置づけ、推進してまいります。

また農・水・商・工・観光など、行政と団体、地域が一体となった取り組みについては、議員仰せのとおりすべてを網羅することが有効であることから、都市農村交流などの活動を拡充して、より一層地域活性化を図る施策を展開し、また既存の物産館の活性化を推進するとともに、新たな拠点づくりも視野に入れ、行政、団体、地域が一体となった取り組みを図ってまいります。

次に、2問目の行政改革実施計画についての1点目のご質問にお答えします。

行政改革につきましては、健全な財政基盤の確立もさることながら、市民満足度の向上をテーマとして掲げており、いわゆる質の改革にも積極的に取り組むこととしております。

このような観点から、現在行政改革大綱実施計画の策定作業においては、入職2年目から3年目までの若手職員と係長クラスの中堅職員で組織する3つの行財政改革推進本部改革部会で、大綱の柱に掲げた改革項目について、課題の洗い出しを行い、解決策の検討や討議を重ねているところであります。今後は10月までには改革部会による実施計画の素案をまとめ、12月には行政改革推進委員会の答申をいただいて、最終決定機関である行財政改革推進本部会議で決定できるよう準備を進めているところであります。

したがって、本年12月の第4回市議会定例会の会期中に議会への報告を行い、市民の皆様には来年1月に公表する予定であります。

2点目の1番目のご質問についてお答えいたします。

みずほ総合研究所の調査報告によりますと、各施設ごとの建設費と15年間の維持管理運営費の合計額による従来手法とPFI手法との比較では、小学校についてはPFI手法のほうが約8,100万円の費用削減が見込まれておりますが、反対に斎場は約740万円、消防庁舎は約6,900万円、PFI手法の

ほうが費用がかかるとの結果が出ております。

また施設完成後の後年度負担、すなわち15年間の維持管理、運営機関における単年度の費用額は、小学校については約3,100万円、斎場にては約1,200万円、消防庁舎については約1,500万円、従来手法のほうが低くなっております。

2 番目のご質問についてお答えいたします。

3 つの事業につきまして、平成24年度設計、25、26年度で建設といった計画を考えております。平成25年度と26年度の2年間で建設費を約46億円確保する必要がありますが、25年度分は第1次実施計画で確保しておりますので、残りの分については現在調整を進めているところであります。

財源の見通しといたしましては、平成25、26年度の建設費約46億円のうち、国庫補助金を約5億7,000万円、起債額を約33億円、一般財源を約7億3,000万円と考えております。

次に、償還金の規模は2億円ほどで推移できればと考えております。そしてその内訳は元金均等とし、平成25年度から開始して27年度から4年間、2億3,000万円ほどで推移いたしますが、その後は利子分が下がり、平成36年度からは2億円を下回る規模となります。

斎場を5年遅らせた場合ですが、合併推進債を活用した場合、平成31年度までに完成させる必要があります。その場合は普通交付税が一本算定の影響で10億円以上減少していると思われ、事業費の確保については不透明でありますので、平成26年度までに3事業を同時に実施したいと考えております。

3 点目のご質問についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、私も横断的な組織の連携の重要性は十分認識しております。事務処理の迅速化・効率化の観点から行政の縦割り組織が生む事務処理の遅延などの弊害により市民サービスを低下させるようなことがあってはならないと考えております。

今回策定いたしました行政改革大綱では、限られた人材と財源を効率的に活用し、定員管理を重要な柱として社会情勢の変化や行政需要に的確に対応できる組織、機構の再編を行うことにしております。今後、総合計画を着実に推進し、高度化、多様化する行政ニーズに的確に対応して、迅速かつ効率的で効果的な事務事業を遂行するため、必要に応じて組織の見直しを進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○2 番（笹井義一君） それでは、2回目からの質問に入ってまいります。

先ほど答弁にございましたように、始良市の新規就農者奨励制度が創設されたということで、これは高く評価すべきところだろうと思います。この中では、内容は、新規参入者、1人、夫婦一組で20万、それから営農奨励金、1人につき5万円で夫婦で就農は10万円、それから普通栽培は2年間給付する。それから有機栽培は3年間支給すると、このようにすばらしい制度が設けられております。また新規就農者に後継者に対しましても、後継者夫婦一組で30万円をするということでございます。このような始良市でいい取り組みがされているということは、しっかり背中を押していかなければならないということでございます。

けさの南日本新聞に、農林水産省の方針ということで、39歳以下への就農支援金ということで出てきておりますけど、1年早くこのことに取り組んできているというのは我が始良市の農政に対する取り組み、これは評価できるんだと、このように考えます。

そこですね、少し、いいところはいいとして、それから悪いところは悪いとして、悪いとしてじゃない、これからしていかなければならないというところはそういうところとして考えていかなければ

ばならないというふうに思っております。

そこで答弁の内容に、この３ページの真ん中のところに書いてありますが、「市内で生産された農産物の一層のPRを行うとともに、市民のみならず幅広く「あいらブランド」品として確立していく施策を推進してまいります」と、このように書いてございます。

では、農産物の一層のPR、これはどのようにして行われるのか、それから、市民のみならず幅広く「あいらブランド」品として確立していく施策を推進してまいります。どのようなブランド品を考えておられるのか、このことをまずご質問申し上げます。

○農林水産部長（屋所克郎君） お答えいたします。

今言われたPRというのは非常に難しいところがございしますが、まずことしの、今年度の初めですが、ちょっとホームページのほうを見てみましたら、農林水産部関係が非常にちょっとホームページの充実がなされてなかったということで、今見ていただいているんですが、非常に充実したホームページの内容になっております。ホームページだけでは見られる方、見られない方、結構いらっしゃいますので、担い手だよりというのでも今発行しておりますが、このようなものでございしますが、ホームページ、それからこの担い手だよりを通じまして、そのPR等には努めてまいりたいというふうには思っております。ほかにあればいいんですが、なかなか農産物のPRというのは難しいところがございしますので、あとは物産館等を通じてPR等には努めてまいりたいと思います。

それから「あいらブランド」品ということでございしますが、なかなかこれも取り組みはいたしますが、今のところでは加治木地区のキャロット製品、これの加工品がございしますが、私の思っているところは、先ほどありましたように、この始良地区は有機農法といいますか、有機野菜がなかなか盛んなところでございしますので、これはもう鹿児島県で一番の有機の産地ということでございします。歴史もあるし、それなりの技術も皆さん持っておられますので、この有機農法に取り組んで、有機野菜をブランド化できないかというふうには考えております。

以上でございします。

○２番（笹井義一君） 今確かに言われたように、このPRというのは、やはり何て言いますか、売っているものを実際消費者が買ってもらって初めてそこでPRができるんじゃないかなと。幾らどうして売りますよという話をしようとしてもできない。PRというのは本当に難しい。消費者がつくった生産者の顔を見ながら買えるという、また例えば横川の、よこで一ろに行くと、すべて生産者の名前書いてございします。そういう形がやはりPRであらうかなと思っております。

そのとおりだろうと思うし、またこの特産というのは一番はやっぱり有機農業のその生産物だろうと私もそのように思います。そこでですね、私は今度議会の広報誌のあいら、これに市民の声として掲載するコーナーがございまして、ここに若手の有機農業者等を投稿していただきたいということで要請に参りまして、少しお話をしてみました。

この方は、先ほど申しましたように、始良市の新規就農者奨励制度、この創設を非常に喜ばれて感謝をされておりました。このことは報告いたします。しかしながら、その中でいろいろと話を進める中で、今一番やってほしいこと、それは何ですかと聞いてみました。一番欲しいことは農地面積をふやしたい。今三拾町のところつくってらっしゃいますけれども、やっぱり離れて飛んでという話ではなくて、つくってるところの連帯した隣りを何とかできないかというこれが一番望むことだというこ

とでお答えされました。

そこで少し農業委員会のほうにお尋ねしてみたいと思いますけれども、23年3月に発行されました始良市の統計、これで平成17年度の農業センサスの数値が示されておりまして農地面積が約1,000ha、農家戸数が2,500戸と、このようになっております。

農業委員は、今回の選挙で選挙委員が20人、そして推薦委員が7名の計27名でございます。実戦部隊は多分この選挙委員の20人ということになるであろうと想定したときに、約50ha、面積で50ha、戸数で125戸を一人の民生委員が担当しなければならないと、このようなことになるわけです。

農業委員会の役割というのは、かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくるため、農地の加工と利用増進、遊休農地の解消、農業の担い手、人材の確保、そして育成に努めることと、このように規定されているわけです。その中にもう少し細かく突っ込んでいきますと、農地と農家の実情、意向の把握と記録、これをしっかり把握して記録しないと。それから農地の利用、権利関係の調整と斡旋、それから3番目に認定農業者の利用集積と経営改善の支援、この辺が一番農業委員の仕事として大切なところなんだろうなと思っております。

そこで農業委員会の委員長にお聞きしますが、現在の農業委員と農業委員会事務局体制で、先ほどいろいろ申し上げましたけれども、現行の役割のほかに今改正でいろんな役割が追加されてきておりますが、この業務をするために十分であると思うのか、これを一つお聞きします。

それからもう一つ、農業委員一人当たり、約45ha、114戸の農家に先ほど申しましたように土地の利用や調整、斡旋、あるいは認定農業者の利用集積等経営改善の支援、これらに適切に対処するためには、もし無理であろうとするならば、どのような施策が必要なんだろうかということをおっしゃったとおりでよろしいのでお答え願いたいと思います。

○農業委員会事務局長（田之上六男君） ただいま議員からご指摘ございましたが、確かに議員のおっしゃったとおり農業委員の戸数で割りますと無理なところもあるところは事実でございます。それと先ほど認定農業者からの土地の斡旋等の話もあるわけでありましたが、できたら同じ団地に耕作地があればいいわけですが、なかなか認定農業者がご希望のところに斡旋の事案がないとかいうようなことで隣接の方々に相談に行くというところまで現在のところ至っていないところでございます。数が多い少ないというわけではございませんが、そういう事実があるのは確かでございます。

それと農業委員会としまして、昨年の行革で支所機能の方々が併任になっているわけですが、限られた人数でしなければなりません、今後県からのいろんな委譲も来ると思いますが、農業委員さん自体の資質の向上と、職員もですが、そういう面でも資質向上に努めなければならないと思っていますところでございます。

今のところ限られた人数で頑張るしかないというような格好でございますが、よろしく願います。

○2番（笹井義一君） 大変苦しい答弁をいただきました。市長、このような状況、本当に一次産業というのは幅広くてつかみどころがなく、本来は農家が主体なんです。本当は農家が主体なんだけれども、やはり個々の経営をしている、個々がいろんなことをやってるということで、なかなかそこを調整することは困難なところなんです。ですから、この辺はやっぱり市長としてしっかり頭の中に入れておってもらいたいなということはひとつおつなぎしていきたいと思っております。答弁してくださいと

言っても答弁のしようがないだろうと思うんです。

それでこれから続けますが、産業文教委員会では、6次産業を見据えた農業振興を目的に、水俣市と武雄市の所管事務調査を行いました。これは先ほど同僚議員からも少しお話がありまして、おりでございますけれども、この始良市の農業の主体は水稻作でございまして、裏作の利用はほとんど行われていない。裏作の推進が我が始良市農業振興の課題と考えているところでございます。

そこで始良市でも従来から自家用として裏作で栽培され、農家にとっても違和感のないタマネギを取り上げて産地化の方向性を調査いたしました。

水俣市の事例をちょっとご紹介しますと、昭和60年代に農協主導の熱心な推進委員に始まりまして、販路を確保しながら極早生、そして早生、そして普通作と、そういうものをつなぎながら、そして「サラ玉ちゃん」という銘柄を確立して、先ほど申しましたように極早生、早生、中生、このような出荷体制をきちっととっておりまして、その中では青果販売が柱であるということでございました。

水俣市の農業施策の中で2点特徴がございまして、その一つはやはり水俣の特徴でしょう環境に優しい農業を進めるため土中で分解するマルチの普及がなされているということと、もう一つ小規模農業経営支援のため、農業機械レンタル代の補助を行っているということで、結局小さな農家も入りやすい、ということだろうと思います。平成23年4月ですから、ことに交付要綱を定めて、47機種のレンタルのそのうちの50%を助成するというもので、経営規模の小さい農家の過剰投資を防ぎ、そして休耕田を少なくする有効な手段と思われました。

今始良市では、就農支援の非常にいい取り組みをしている、それに加えたらということで市長にこれは質問いたしますが、始良市でも前述のとおり始良市新規就農者奨励制度を創設して、そして新規就農者の支援体制が整備されました。国もこういう形をこれからとろうとしてきておるようでございます。この始良市新規就農者奨励制度とあわせて、小規模経営、あるいは新規参入のやりやすいような形にするために、農業機械レンタル代の補助制度について研究される考えはないか伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

まず先ほど答弁しましたように、耕作地の農地の80%は水稻ということであります。この水稻についても今順次は場整備を県事業で実施いただいて、面工事も大体終わってきつつあるんですが、このは場整備も済んだ農地も含めて、問題は後継者問題であります。したがって、集落営農的な個々にメリットを出してこの農地を守らないといけないと思っております。

そういう意味で、今後この集落営農についても、そういう集団営農にメリットがあるという施策を出していかないといけないだろうというふうに思ってますし、二次作物といいますか、裏作についても、この農地のいろいろな改良とかいろいろな課題があるにしましても、いろいろと先ほど答弁しましたように、6次産業的な取り組みを一体となってやって、いろいろと活性化をさせていきたいと思っています。そういう中で、今議員ご指摘の点についても研究、今後あわせてやっていく必要があろうとは思っております。

○2番（笹井義一君） それからもう一つ、もう始良市の基盤整備、生産基盤の整備はほぼ終わっております。すごく早い時期に形がついておりまして、あと残っていたところはもうないところを今実際やっているというような状況でございます。

そこで、今有機を主幹としていろんなことをやっていきたいという、特産品でやっていきたいということになってきたときに、これからは維持管理の時代に入っていくだろうと思うんです。道路にしても水田にしても用水路にしても、維持管理の時代と。その中で、やはり有機農業をしたり、いろんな作物がばらばらになっていくときには、やはりパイプライン方式、今蒲生は中山間事業でやっておりますけれども、向こうは中山間だからできるんですが、もしこっちのほうになったときにということとはひとつはあるんですけれども、今用水路を三拾町のあのずっと水系がありまして、その中で点々として用水路の整備を保守をしております。で、戸別に点々とやっていっているんですけれども、ここはひとつ水系ごとにパイプラインでやっていくという、そうすると稲をつくる場所はパイプラインひねればそこで水が出る。だけど水が要らないところはきちっと水道栓を閉めておけば水が来ないから、そこでいろんな作付体系ができるという形がございまして、この始良の場合やっても辺川の向こうのほうでやっても、水系はきちっとして、そして取水口があって、井堰で全部とっておりますので、小分けしながらこれを進めていけると思うんですよ。ですから、この辺の研究もちょっとやっていただけないかなと。そして、小分けしながら、やはりできるだけの整備をしていけないかなというその辺のことをひとつ市長にお考えをお聞きしたいと思います。農政部長もいいですけども、方向的にはやはり予算のことでもありますし、その辺は市長にお伺いしたいと思います。

○農林水産部長（屋所克郎君） 市長にということですが、私のほうで答弁したいと思います。

今議員仰せのとおり、維持管理につきましては、やはり高齢化、それから農業従事者の減少ということで非常に問題になるところでございますので、実際地域の方からもパイプライン化の話も相当出ております。私たちもその方向では考えているんですが、先ほども言いましたように農業農村整備事業が非常に事業費の削減をされていますので、今現に中山間を含めまして総合整備事業は旧3地区です、加治木、始良、蒲生地区でもやっております。これが一段落すれば、次の事業に取り組めるのかなということで、終わり次第すぐこういう方向に取り組めるような前準備はしていきたいと思っていますところでございます。

それと、パイプライン化と同時に、答弁にもありましたように汎用化というのがありますので、水田は今議員が申されたように、米をつくるほかに何か利用できないかということでございます。その中でやはり湿田対策というのが必要になってくると思いますので、それも含めて今検討をして、その方向ですぐ着手ができるような体制をとっていききたいというふうには考えております。

以上でございます。

○2番（笹井義一君） 農業で時間が終わりそうな気がするんですが。次は佐賀の武雄市に参りました。ここには東大卒の40歳の市長、この方が主導しまして、レモングラスの生産、加工、販売、これに取り組んでおりました。過疎高齢化が非常に進んで荒廃が進む中山間地域の環境を取り戻すために標高300メートルの棚田を中心に有機農法でレモングラスをつくるんだということで、外国まで職員2名勉強に行かせてやったようでございます。で、農家、行政、それから商業、工業、それから学、この辺が連携して生産、加工、宣伝、販売を促進する取り組みを行っておりました。

このレモングラスがいいか悪いかどうなのかというのは、これはこれから見ていけばいいんですけれども、ここで武雄市の行政組織機構、先ほどちらっと同僚議員が話をされましたけれども、ここに本当に見習うべき取り組みといいますか、ここではですね、市役所に営業部、営業部を設置しており

ました。そして営業部の中に「企業立地課」、「わたしたちの新幹線課」——わからんこれは。それから「農林水産課」、「特産品課」ということで、これが今言ったレモングラスとかいろいろそういう開発ですね。それから「いのしし課」というのもありました。これは人間人口よりイノシシのほうが多くて、その害がすごくてイノシシを獲って料理をして出そうと、製品化して出そうという、そういう取り組みをしておりました。そして「観光課」、一番最後に「佐賀のがばいばあちゃん課」、何だろうと思いますけど、そういう配置をしておりました。

要するに、営業部が中心になって、横軸の連携網を図りながらということで、農業のことばかりじゃない、商業の事も観光の事も全部一つのところが束ねながらやっぱり動いていくという、そういうやり方なんだなということで、やはり横軸の連携網でまとめて総合的に動かして、そしてやっていくんだという、これは市長の意向が直接そのものに反映するし、また返ってくるという、そういう取り組みであろうかと考えております。

このことは行政改革の——結局これは行政改革に入ってしまったけれども、農業が本当は農業のことなんだけれども、農業は農業であるけれども、やはりこれは行政の仕組みのことであって、行政改革の実施計画の1回目で質問しました組織機構の見直し、簡素で効率的な組織機構の構築、とりわけ横断的な組織の連携を実践する、このように実感しました。

このようなことも踏まえながら、市長にちょっとお尋ねします。市長は始良市の大統領です。市長の意志が正確かつ迅速に各部局に伝わり、総合力で対処して効果を生み出すことが重要でございます。先ほど申し上げました。通常の市政を実践するための部署はもちろんこれは重要でございますけれども、笹山市長は、武雄市のような思い切った組織機構の構築を考えないか、ちょっとこのことをお聞きしたいと思います。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

武雄市の樋渡市長は官僚出身でございまして、すごいアイデアマンであります。それで、本市も含めて、大楠の九州巨木サミット、これの仕掛け人も実は樋渡市長でございまして。そういうふうな非常にアイデアマンでありますので、今本市においても今行政間の競争の時代に入っていると言われておりますので、始良市の特徴を出しながら、その近隣の市ともそれぞれ切磋琢磨しながら、それぞれの市を伸ばしていかなければならないというふうに思っています。

そういう意味で、内部においては機構を含めて、いかにあるべきかということを今見直しもかけつつあります。その中で庁舎の問題とかいろいろな限界もある中でありますが、始良市の目指す方向、どういうまちを目指すのかという中で、その一つには始良市を売り込む必要があるわけでありまして、そのようなことも配慮しながら、一体的にいかにして行政組織として動くべきかということも、議員ご指摘のことも含めまして、今後行革の中、それから企画を含めてそういう計画の中、組織のあり方等についても反映していかなければならないというふうに考えているところであります。

○2番（笹井義一君） ちょっとまた進んでみたいと思いますが。市長は、今度小学校、斎場、消防庁舎の建設に民間資金活用をどうするかということで比較検討を行うため、1,440万円の費用を投じて調査を行い、これまでいろんな質問があったように報告書が出されました。これは学校建設時で4,815万円、8,100万円か。これが安くつきますよと。斎場は732万円、そして消防庁舎が6,925万円高くつきますよというようなことで、結局3施設あわせて約500万円のPFIのほうが安いと、高いという

ことですね、という結果が出ているわけでございます。

それでちょっと単純合計額と表に出ておりまして、単純合計額は建設費プラス15年間の維持管理費プラス支払い利息プラスその他の経費ということで総事業費が出ておりまして、その総事業費から収入を差し引いた数値がその単純合計額というふうに表現されておりました。そこでこの単純合計額というのはどういう意味なのか、これが一つ。単純合計額の意味は何なのか。

それから現在価格という表示がございました。この単純価格、それから単純合計額とのその差額は、現在価格と単純合計額との差額は何をあらわしているのか。

それから歳入、収入ですね、収入があらわされておりますけれども、これは何を言ってるのか。国庫補助金と地方交付税参入額を足したもののなのか、この今3つ、ここでは質問してみたいと、まだ後でいたします。

それからもう一つそのまま。25年と維持管理運営期間を25年として算定されておりますが、25年にした理由は何なのか、維持管理はむしろ25年経過した後は経費がかかってきてこれに要する金がかかるのではないのかなと思うんですけれども、この25年というのは何なのか。一緒にお答えいただきたいと思います。

○企画部長（甲斐滋彦君） ただいまの件には担当課長が答弁いたします。

○企画部企画政策課長（諏訪脇 裕君） 企画政策課の諏訪脇です。お答えいたします。

まず単純収支の部分でございますが、この部分につきましては、いわゆる先ほど議員ご指摘の建設コスト、それから維持管理運営コスト、支払い利息、その他のPFIのほうでいいますと、アドバイザー業務の勤務契約と、その辺を足した合計金額から今ご指摘の収入額、これは3番目にご質問の内容でございましたが、収入額につきましては、国庫補助、小学校の場合が国庫の補助金でございます。それからPFIのほうも同じく国庫の補助金でございます。それからPFIのほうでは法人税の収入も入っております。それをプラスマイナスいたしました部分が単純収支という形で表記しております。

それから現在価値のほうでございますが、現在価値のほうは、この単純収支の額というものがいわゆる実額ベースでございます。PFIの手法を先ほどVFMという形で評価をするということでPFIというのはパーセントを出して、現在価値化に置きかえて比較をしますよということになりますので、この現在価値化ということはそのVFMを出すための事業費を計算をする方法といいましょうか、お金を換算するという考え方でございます。これはお金の価値としましては、時間が進むほど小さくなるという考え方が前提となっておりますので、例えば金利が5%の場合、きょうの100円は1年後105円と同じであるという考え方、それをもとに現在価値化という形で金額にしたものでございます。

それから最後の25年というのは、これは15年でみずほの総合研究所報告のほうは比較をしております。この15年につきましては、PFIの一般的にSPC契約をするということがふつう大規模補修が入る前、15年間を考えてPFIの事業を組み立てるものでございますので、それにあわせて従来手法のほうも15年ということで比較をしております。

以上でございます。

○2番（笹井義一君） 資料3は確かに15年でされておりますが、最初の見開きの大きなの最初の

は資料1は25年で表現がされているわけなんですね。これで合計額と単純合計額と現在価格とそれが出てきております。この件についてはまた後ほど詳細に聞かせていただきたいと思います。

それから、もう時間がございませんので、少し詰めてやってみてみたいと思いますけれども。この事業を2つに分けて、5年おくらせてやってみればという質問もいたしましたけれども、この中で償還ですね、償還の話が少し問題になるんだらうと思うんですが、償還金の規模は2億ほどで推移できればと考えておりますと。そして、内訳は元金均等とし、25年度から開始して27年度から4年間、2億3,000万円ほどで推移しますが、その後は利子分が下がり、36年度から2億円を下回る規模となりますと。その次斎場をおくらせた場合はということで書かれておりますけれども、これは償還年を何年までを想定してこれをされているのか、それをお聞かせください。平成何年までに償還を終わらせるのか。

○企画部企画政策課長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

小学校のほうは25年、残りの2つのほうが20年ということで推計しております。

○2番（笹井義一君） これは返済計画というのはあらかじめできておりますか。

○企画部企画政策課長（諏訪脇 裕君） 私どもの内々の計算ではございますが、一覧表として持っております。

以上でございます。

○2番（笹井義一君） はい、わかりました。それでは、後ほどこれはこの資料は後ほど提出していただければ全部見えんと、その辺は概算であっても、やはりその辺が見えない限りは我々もまた市民に対してどうだという答えが出ません。ですから、これはそのようにお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（兼田勝久君） これで笹井義一議員の一般質問を終わります。

○議長（兼田勝久君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議はこれをもって**散会**とします。

なお、次の会議は明日9月15日午前9時から開きます。

○事務局長（有江喜久雄君） ご起立ください。一堂、礼。

[起立・礼]

○議長（兼田勝久君） どうもご苦労さまでした。

(午後4時09分散会)